

大間町・風間浦村・佐井村

新町基本計画

(案)

北通り 3 町村合併協議会

目 次

第1章 序 論	1
1 . 計画策定にあたって	1
2 . 合併の必要性	2
3 . 計画策定の方針	5
第2章 3町村の概況	7
1 . 位置・地勢・面積	7
2 . 人口と世帯数の状況	8
第3章 主要指標の見通し	13
1 . 人口及び世帯数	13
第4章 新町まちづくりの基本方針	17
1 . 新町の課題	17
2 . 新町の将来像	20
3 . 新町まちづくりの基本目標	21
4 . 施策の体系	28
5 . 新町の土地利用構想	29

第5章 新町まちづくりの基本施策・・・・・・・・・・ 33

- 1．活力と特色ある産業のまち・・・・・・・・・・ 33
- 2．自然と共生する安心・安全のまち・・・・・・・・・・ 38
- 3．暮らしやすさを実感できるまち・・・・・・・・・・ 43
- 4．健やかに暮らせる福祉のまち・・・・・・・・・・ 46
- 5．豊かな人間性と地域文化を育むまち・・・・・・・・・・ 50
- 6．住民と行政の協働のまち・・・・・・・・・・ 53
- 7．新町のリーディングプロジェクト・・・・・・・・・・ 57

第6章 新町における青森県事業の推進・・・・・・・・・・ 65

- 1．青森県の役割・・・・・・・・・・ 65
- 2．新町における青森県事業・・・・・・・・・・ 65

第7章 公共施設の適正配置と統合整備・・・・・・・・・・ 67

第8章 財政計画・・・・・・・・・・ 69

第1章 序論

1. 計画策定にあたって

大間町、風間浦村及び佐井村は、それぞれが幾多の課題に直面しながらも、先人の努力によりそれを克服しながら今日まで発展してきました。

一方、住民の日常生活においては、行政区域を越え、大間町を中心とした日常生活圏を形成してきており、現在その範囲は下北半島全域に拡大しているとはいえ、医療や教育、大間原子力発電所の立地などにより、なお強固な結びつきを有し、それは将来にわたって変わることはないと考えられます。

現在、地域を取り巻く環境は、他地域以上に進展する少子高齢化や過疎化、基幹産業である水産業を中心とする産業の低迷や厳しい雇用情勢などかつてないほど困難な時代に直面しています。さらに、地方分権の進展により地方自治体は自己決定・自己責任の時代を迎え、総合行政主体としての基盤強化が求められています。

こうした中、平成17年4月に大間町、風間浦村、同年5月には佐井村で、市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）に基づき、3町村を同一請求関係市町村とする合併協議会設置請求書が各町村に提出され、それぞれの議会での議決を経て、青森県で最初の住民発議による「北通り3町村合併協議会」が同年6月20日に設置されました。

市町村合併は、多様化する住民ニーズへの対応や行財政基盤の強化など、それぞれの町村が直面する重要な課題に対応できる自治体を構築する有効な手段であるといわれています。反面、行政区域の拡大による利便性の低下や地域間格差の拡大などの住民不安もあります。

本計画は、こうした不安を解消し、新町の誕生を機にだれもが安心して生活できるまちづくりを進める具体的施策へと導くためのマスタープランとなるものです。

市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）

昭和40年3月法律第6号をもって公布され、公布日から施行。住民発議制度については、平成7年の改正により追加され、平成11年及び平成14年の改正により拡充された。

平成17年3月31日をもって失効。

マスタープラン

基本計画。

ここでは、合併後の新町の総合計画を策定するにあたり、その基本となるべき計画のこと。

2. 合併の必要性

(1) 地方分権への対応

地方分権とは、国と地方自治体との役割分担を明確にすることにより、これまで国や県が行っていた行政の権限を、できるだけ住民にとって身近な市町村に移し、自主性・自立性を高め、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取組みです。

平成12年に施行された地方分権一括法により、様々な分野で地方分権が進められ、いよいよ実行の段階を迎えています。

地方分権を円滑に進めるとともに、その成果を十分に活かすためには、市町村が国、県と対等・協力関係のもと、自ら施策を企画・立案し実行する行政能力と、自ら施策を選択して推進できるよう行財政基盤を強化するための努力が求められています。

また、地方分権時代の個性豊かなまちづくりに欠かせない各種住民団体やNPOなどの活躍が各分野で広がっているなか、住民や各種団体、行政との協働体制の確立を進めていく必要があります。

(2) 少子高齢化への対応

厚生労働省の平成17年人口動態統計・年間推計によると、明治32年の統計開始以来、初めて日本の人口が自然減となる見込みであり、急速に少子高齢化が進んでいます。

そのため、保健・福祉・医療分野での行政の役割が今後ますます増大し、これらに係る財政負担は極めて多大なものになることが予想されます。とりわけ、少子高齢化の著しい町村については、財政的な負担や若年人口の減少による社会活動の停滞、活力低下につながることにもなります。

このため、子育て支援体制の確立や子どもが伸びやかに成長できる環境づくり、高齢者が安心して生活できる環境づくり、新たな雇用の場の確保などが急務となっています。

NPO

民間非営利団体。福祉やまちづくりなどの特定のテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。

(3) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

ICT の飛躍的な発展と普及によるライフスタイルの大きな変化や住民の価値観の多様化等により、住民が行政に求めるサービスも多様化・高度化しています。

また、地方分権の推進に伴う国や県からの権限委譲により、市町村の役割は今後ますます大きくなっています。

このように、多様化・高度化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応していくためには、専門的で高度な能力を有する職員の育成・確保やきめ細やかな行政運営が求められています。

(4) 生活圏の広域化への対応

交通網や道路網の整備・充実などによって、通勤、通学、買い物、医療などの住民の日常生活の範囲は、住んでいる街の行政区域を越えてますます広がっています。

このような日常生活圏の拡大に伴い、行政への住民ニーズも広域化の傾向を強めており、単独の市町村では効果的な対応が困難な課題や広域的な調整が必要な課題が増えています。

このため、道路等の生活基盤や医療・福祉など行政の多くの分野において総合的に取り組む必要がある分野については、より一層広域的な視点に立った行政運営を進めていく必要があります。

ICT

「Information and Communication Technology」(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の頭文字。

コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。

これまでITが同義で使われていたが、コミュニケーションの重要性が増大しているため変更された。

(5) 財政健全化への対応

わが国の財政は、長引く景気の低迷による税収の落ち込みや経済対策に伴う大量の国債の発行などにより、危機的状況にあるといわれています。

また、多くの地方自治体も国と歩調を合わせて実施した公共事業による公債費の急増や、国の財政構造改革に伴う地方交付税や補助金の削減により、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

このような厳しい財政状況のもと、多様化する地域課題に対応しつつ行政サービスの向上を図るためには、自主財源の確保と行政コストの削減による効率的かつ持続可能な財政構造を構築する必要があります。

(6) 環境保全への対応

これまでの利便性や経済性を追求した大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動は、自然環境に大きな影響を与えており、異常気象の原因といわれる地球温暖化や、オゾン層の破壊、ダイオキシンやアスベストによる人体への悪影響など様々な問題が地球規模で発生しています。

環境保全に対する意識が高まっているなか、豊かな自然を次代に引き継いでいくため、自然環境の保全や環境教育はもとより、省エネルギーの推進、リサイクル等による循環型社会の形成を図るなど、環境を総合的にとらえた施策の展開が極めて重要となっています。

3 . 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法：平成16年法律第59号)第6条の規定に基づき、第4次大間町総合計画(平成11年策定)、第2次風間浦村総合計画(平成5年策定)、第3次佐井村総合計画(平成13年策定)や北通り3町村市町村合併共同研究会が策定した北通り地域将来構想報告書等を踏まえて作成するものであり、大間町、風間浦村及び佐井村(以下「3町村」という。)の合併後の新町の将来ビジョンを示し、3町村の速やかな一体化を促進し、地域全体の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものです。

(2) 計画の構成

この計画は、「新町のまちづくりを進めるための基本方針」、「新町の基本方針を実現するための基本施策」、「新町における青森県事業の推進」、「公共施設の適正配置と統合整備」、「財政計画」を中心に以下の内容で構成します。

- 第1章 序論
- 第2章 3町村の概況
- 第3章 主要指標の見通し
- 第4章 新町まちづくりの基本方針
- 第5章 新町まちづくりの基本施策
- 第6章 新町における青森県事業の推進
- 第7章 公共施設の適正配置と統合整備
- 第8章 財政計画

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。

(4) 計画策定における留意事項

この計画の策定にあたっては、下記事項に留意して策定しています。

基本施策については、ハード面の整備だけでなく、ソフト面を十分組み入れた計画とします。

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域のバランスや財政事情を考慮しながら、逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国及び県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を基本とします。

第2章 3町村の概況

1. 位置・地勢・面積

大間町、風間浦村及び佐井村は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島西側に位置しており、東はむつ市に接し、南から西にかけては平館海峡をはさんで津軽半島と面し、北は津軽海峡を隔てて北海道を望みます。

地勢は、大間町に平坦地が広がり、住宅等がまとまった市街地が形成されており、風間浦村及び佐井村では急峻で山地が海岸線まで迫り、その中に集落が点在しています。

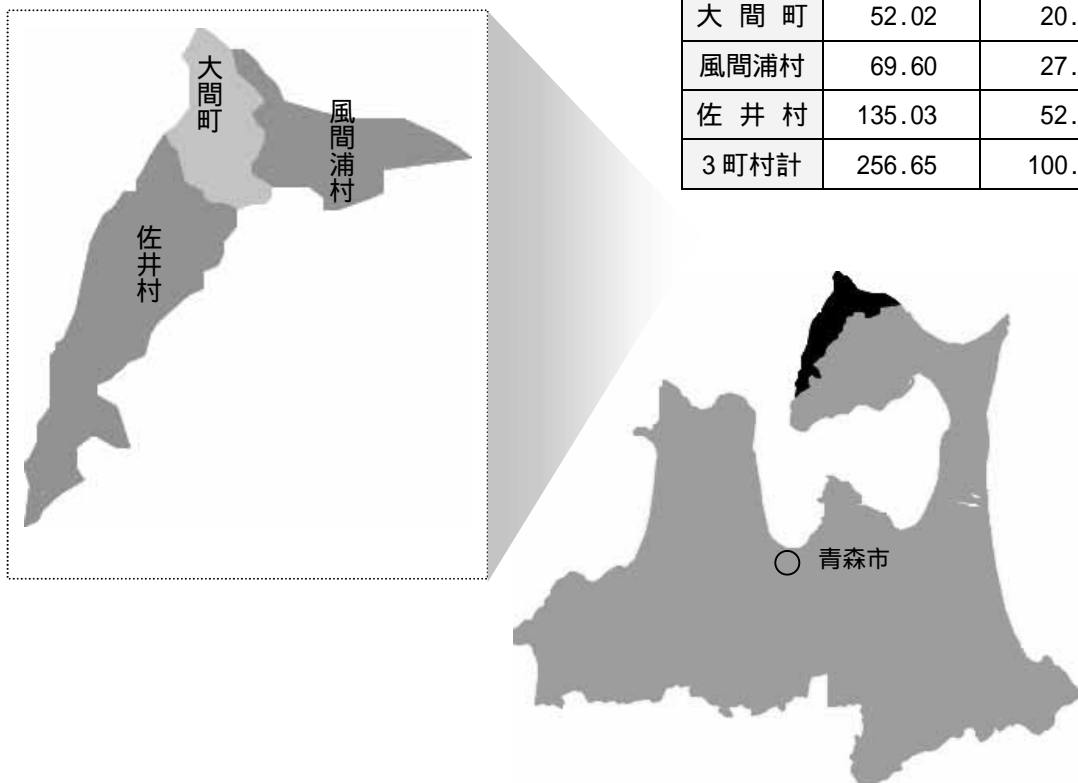
気候は、日本海式気候に属し、春から夏にかけては北東から吹く季節風(ヤマセ)の影響により低温の日が多く、冬は津軽海峡からの強風により沿岸部では積雪が少なく、山間部で深雪となります。

3町村をあわせた総面積は、256.65 k m²で広く下北半島国定公園に指定され、各地に風光明媚な景色が広がっています。

(国土地理院 平成16年全国都道府県市区町村別面積調)

3町村の面積

	面積(k m ²)	割合(%)
大間町	52.02	20.3
風間浦村	69.60	27.1
佐井村	135.03	52.6
3町村計	256.65	100.0



2. 人口と世帯数の状況

(1) 人口の状況

総人口の推移

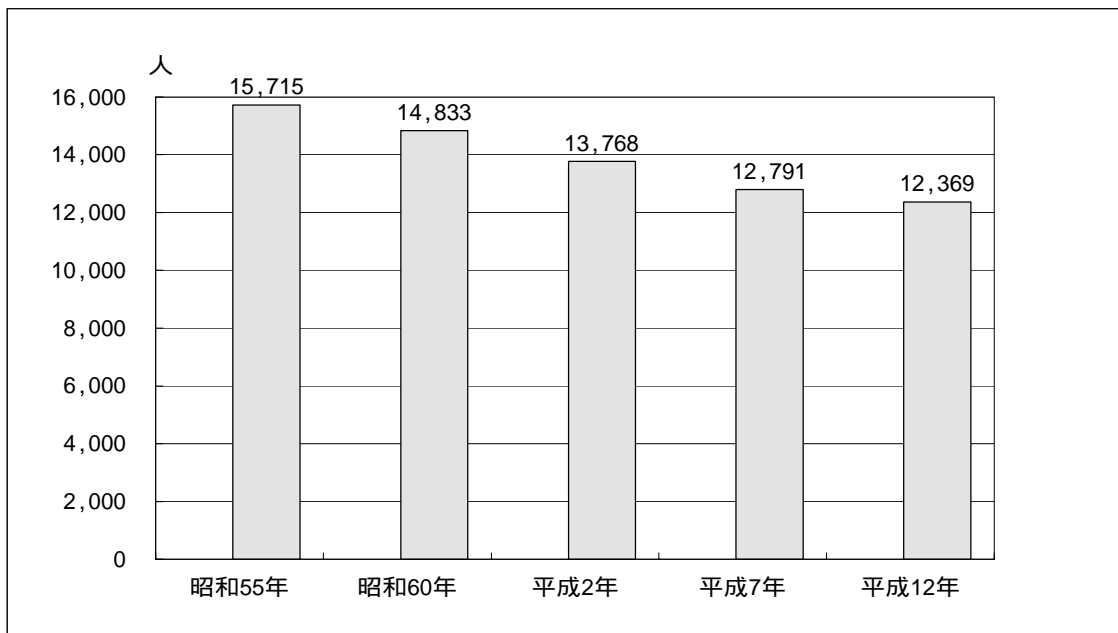
3町村の総人口は、12,369人（平成12年国勢調査）となっています。

3町村とも昭和55年から減少傾向を示していますが、大間町は平成7年度以降横ばい傾向にあります。

（単位：人、％）

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増加率	
						H2～H7	H7～H12
大間町	7,624	7,487	7,125	6,606	6,566	7.28	0.61
風間浦村	3,917	3,712	3,295	3,012	2,793	8.59	7.27
佐井村	4,174	3,634	3,348	3,173	3,010	5.23	5.14
3町村計	15,715	14,833	13,768	12,791	12,369	7.10	3.30

資料：国勢調査



資料：国勢調査

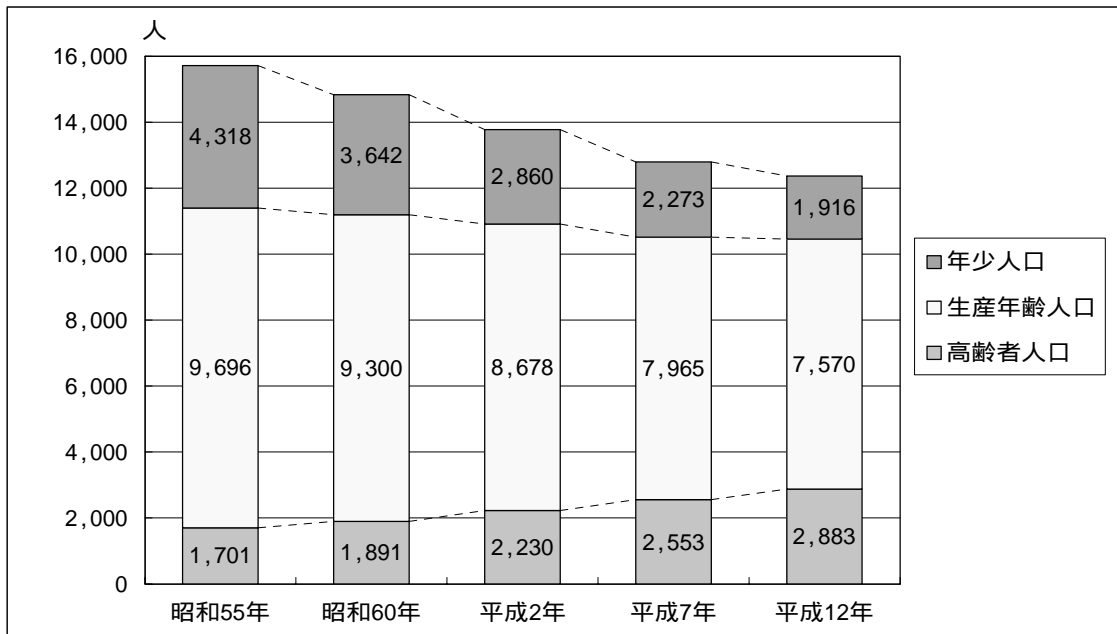
世代別人口の推移

3町村合計の世代別人口の推移は、年少人口（14歳以下）が昭和55年の4,318人（27.5%）から平成12年には1,916人（17.8%）へと、人数、構成比率ともに大幅に減少しています。一方、高齢者人口は、昭和55年の1,701人（10.8%）から平成12年には2,883人（23.3%）と1.5倍以上増えており少子高齢化が進んでいます。

（単位：人、%）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増加率	
						H2～H7	H7～H12
総人口	15,715	14,833	13,768	12,791	12,369	7.10	3.30
年少人口 （14歳以下）	4,318 (27.5%)	3,642 (24.6%)	2,860 (20.8%)	2,273 (17.8%)	1,916 (15.5%)	20.52	15.71
生産年齢人口 （15～64歳）	9,696 (61.7%)	9,300 (62.7%)	8,678 (63.0%)	7,965 (62.3%)	7,570 (61.2%)	8.22	4.96
高齢者人口 （65歳以上）	1,701 (10.8%)	1,891 (12.7%)	2,230 (16.2%)	2,553 (20.0%)	2,883 (23.3%)	14.48	12.93

資料：国勢調査



資料：国勢調査

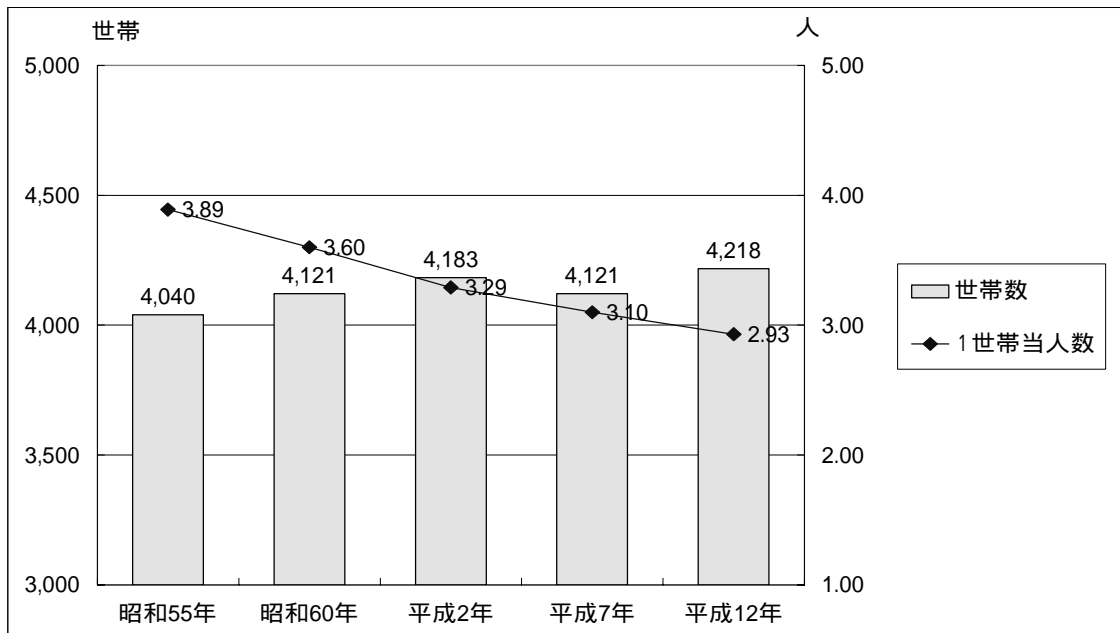
(2) 世帯数の状況

3町村の世帯数は、平成7年のみ若干減少しているものの、概ね増加傾向にあります。一方、1世帯当人数は、昭和55年の3.89人から平成12年度の2.93人へと減少を続けており、核家族化が進んでいることを示しています。

(単位：人、%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増加率	
						H2～H7	H7～H12
大 間 町	1,902	1,999	2,098	2,092	2,212	0.29	5.74
風間浦村	999	1,012	994	954	929	4.02	2.62
佐 井 村	1,139	1,110	1,091	1,075	1,077	1.47	0.19
3町村計	4,040	4,121	4,183	4,121	4,218	1.48	2.35
1世帯当人数	3.89	3.60	3.29	3.10	2.93	-	-

資料：国勢調査



資料：国勢調査

(3) 就業人口

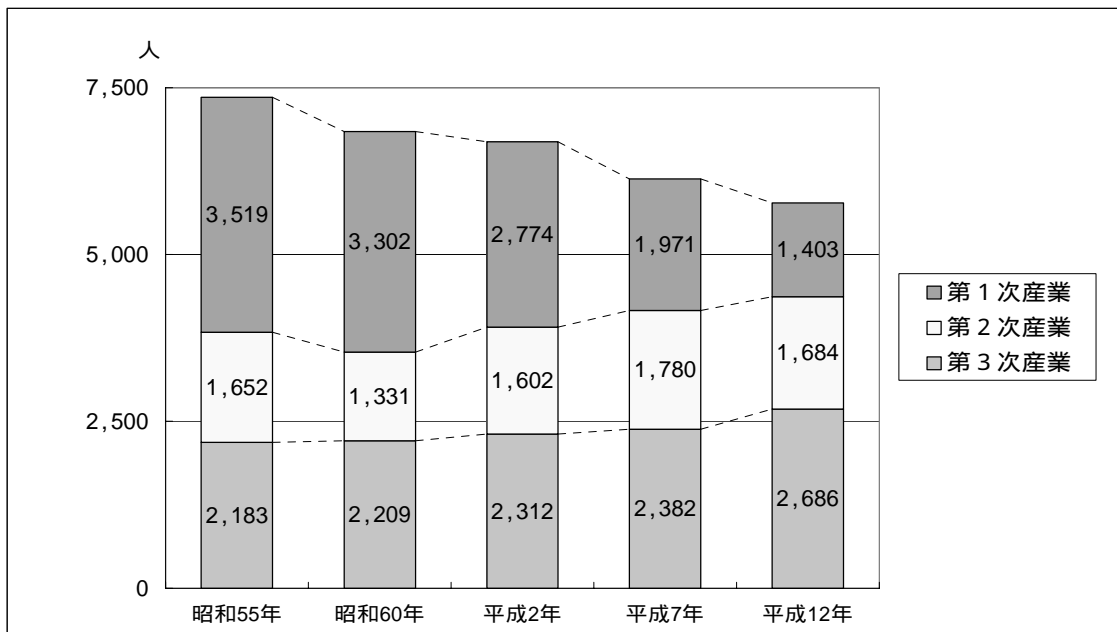
3町村の就業人口は、5,774人（平成12年国勢調査）となっており、昭和55年から1,586人の減少となっています。特に1次産業の減少が大きく、20年で約60%の減少となっており、2次産業は横ばい状態、3次産業は増加傾向にあります。

（単位：人、％）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増加率	
						H2～H7	H7～H12
総人口	15,715	14,833	13,768	12,791	12,369	7.10	3.30
就業人口総数	7,360	6,851	6,690	6,142	5,774	8.19	5.99
第1次産業	3,519	3,302	2,774	1,971	1,403	28.95	28.82
第2次産業	1,652	1,331	1,602	1,780	1,684	11.11	5.39
第3次産業	2,183	2,209	2,312	2,382	2,686	3.03	12.76
就業率	46.8	46.2	48.6	48.0	46.7	-	-

注) 各年の就業人口総数には分類不能を含む

資料：国勢調査



資料：国勢調査

第3章 主要指標の見通し

1. 人口及び世帯数

(1) 人口

総人口

新町の将来人口は、過去の国勢調査結果に基づいて人口推計を行った結果によると、今後も減少傾向で推移し、平成27年には、平成12年と比較し1,179人減少の11,190人になることが予測されます。

なお、この推計結果は、過去のデータから統計学的に求めた「コーホート要因法」により推計したものであり、大間原子力発電所の立地や地域振興などによる人口の増加は加味しておらず、いわば「厳しい方向」で見た推計値となっています。

年齢階層別人口

年齢階層別の人口構成は、年少人口（14歳以下）が、平成27年には平成12年と比較し280人減少、生産年齢人口（15～64歳）は平成27年には平成12年と比較し1,248人減少すると予測されます。

一方、高齢者人口（65歳以上）は平成27年には平成12年と比較し349人増加していくことが予測されます。

これにより、少子高齢化が今後一層進むものと予測されます。

(2) 世帯数

新町の世帯数については、平成27年には平成12年と比較し、124世帯減少の4,094世帯になることが予測されます。また、1世帯当人数は、平成12年の2.93人から平成27年には、2.73人と予測され、核家族化の進行が予測されます。

コーホート要因法

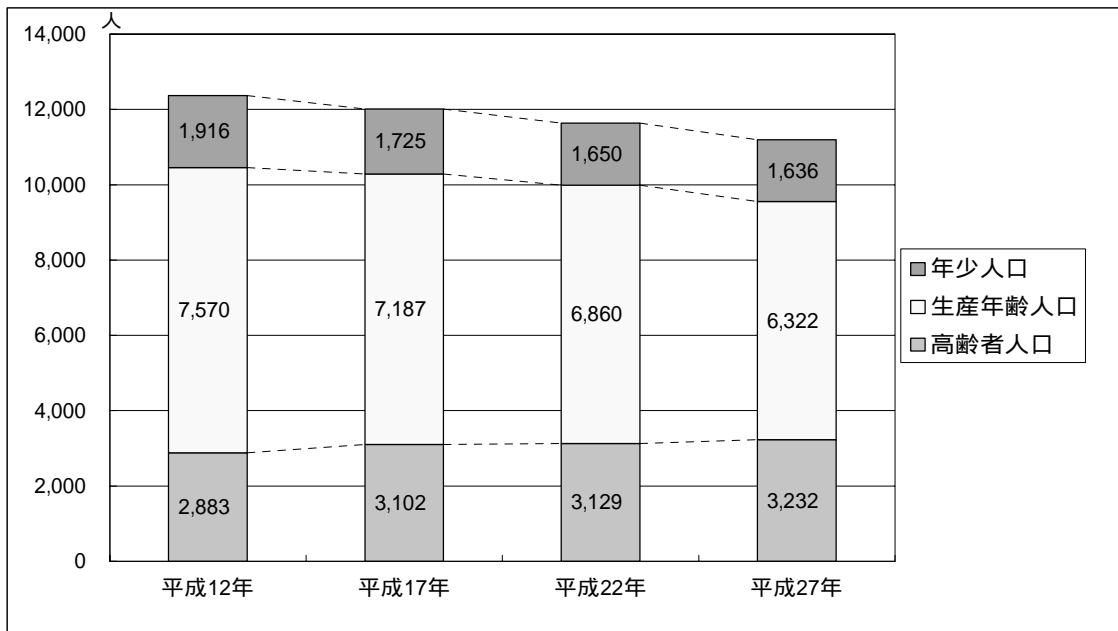
人口の変化をコーホート（＝同年または同期間に出生した集団）ごとの年次変化としてとらえ、かつ各コーホートの時間経過に伴う変動要因を出生、死亡、移動の3つに分けて、将来人口を推計する手法。

人口と世帯の見通し

(単位：人、世帯、%)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増加率		
					H12～H17	H12～H22	H12～H27
総人口	12,369	12,014	11,639	11,190	2.87	5.90	9.53
年少人口	1,916	1,725	1,650	1,636	9.97	13.88	14.61
(14歳以下)	(15.5)	(14.4)	(14.2)	(14.6)			
生産年齢人口	7,570	7,187	6,860	6,322	5.06	9.38	16.49
(15～64歳)	(61.2)	(59.8)	(58.9)	(56.5)			
高齢者人口	2,883	3,102	3,129	3,232	7.60	8.53	12.11
(65歳以上)	(23.3)	(25.8)	(26.9)	(28.9)			
世帯数	4,218	4,249	4,206	4,094	1.68	0.28	2.94
一世帯当人数	2.93	2.83	2.77	2.73	-	-	-

平成12年は、国勢調査に基づく実数値。平成17年から平成27年はコーホート要因法等による推計値。



(3) 就業人口

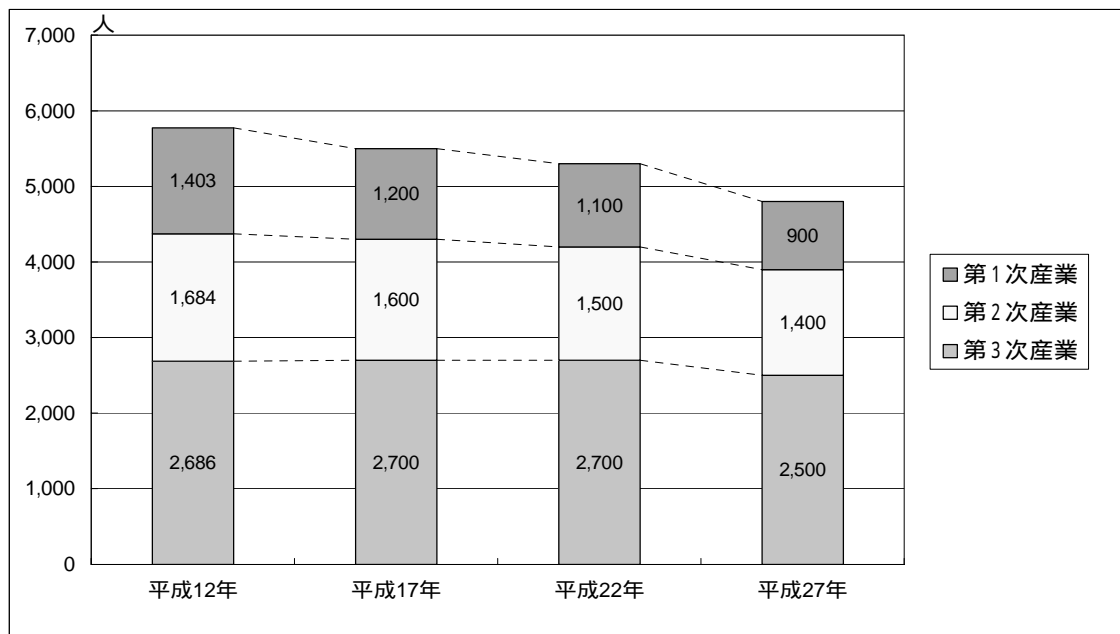
新町の実業人口については、総人口の減少や少子高齢化の進展により、平成27年には4,800人となることが予測されます。これは、平成12年の国勢調査就業人口と比較すると974人の減少となります。

また、産業別就業人口については平成12年と比較し、第1次産業は503人の減少、第2次産業は284人の減少、第3次産業は186人の減少となることが予測されており、特に第1次産業の減少が大きくなることが予測されます。

(単位：人、%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増加率		
					H12～H17	H12～H22	H12～H27
総人口	12,369	12,014	11,639	11,190	2.87	5.90	9.53
就業人口総数	5,774	5,500	5,300	4,800	4.75	8.21	16.87
第1次産業	1,403	1,200	1,100	900	14.47	21.60	35.85
第2次産業	1,684	1,600	1,500	1,400	4.99	10.93	16.86
第3次産業	2,686	2,700	2,700	2,500	0.52	0.52	6.92
就業率	46.7	45.8	45.5	42.9	-	-	-

平成12年は、国勢調査に基づく実数値。平成17年から平成27年は将来人口推計値や過去の産業別人口の傾向などをもとに推計。



第4章 新町まちづくりの基本方針

1. 新町の課題

わが国の社会情勢・経済情勢が変化している中において、新町もいくつかの課題を抱えています。

ここでは、北通り3町村の住民意向調査の“現在の町村の行政サービスや施設整備の満足度”から満足度の低い「働く場所の確保や新しい雇用の創出」、「幹線道路の整備」、「医療体制の充実」と「財政の再建」、「電源立地に係る振興策」を課題として取り上げ、新町のまちづくりの方向性（基本方針）を探っていきます。

(1) 働く場所の確保や新しい雇用の創出

(アンケート結果 不満 59.6% やや不満 28.4%)

全国的には、厳しい経済情勢に明るさが見られ、雇用状況の改善が見られていますが、当地域は依然として厳しい経済情勢・雇用情勢が続いています。

当地域の基幹産業である水産業は、輸入の増加による魚価の低迷や磯焼けなど自然環境の変化による漁獲量(高)の減少、高齢化や後継者不足による就労人口の減少が続くなど取り巻く環境はますます厳しくなっています。

また、多くの住民が従事する建設業については、国の財政構造改革や地方自治体の財政難による公共事業の削減に伴い、公共事業依存型からの転換が求められています。

以上のことから「働く場所の確保や新しい雇用の創出」は、新町が継続的に発展していくうえでの最優先課題となっています。

北通り3町村の住民意向調査

平成15年12月にむつ下北地域合併協議会で行われた「むつ下北地域の将来の町づくりに関する住民アンケート調査」から、大間町、風間浦村及び佐井村の3町村分を抽出し、集計したものの。

(2) 幹線道路の整備

(アンケート結果 不満 31.0% やや不満 29.4%)

公共交通機関の少ない新町において、道路は、経済・観光・文化・教育・医療・情報などあらゆる基盤として重点的な整備が必要です。

幹線道路である国道279号は、幅員の狭い地点や落石、冬期間の凍結などにより安全性の確保と輸送の迅速性が妨げられています。また、国道338号についても幅員が狭く、観光バス等の大型車両の往来に支障をきたしていることから、今後も改善する必要があります。

さらに、本地域は、県庁所在地である青森市への移動距離が長く、新幹線や高速道路などの高速交通体系へのアクセスも欠如していることから、現在整備中の下北半島縦貫道路を新町まで延伸する必要があります。

以上のことから「幹線道路の整備」は、あらゆる分野に密接に関連するため、総合的な整備を必要とする大きな課題となっています。

(3) 医療体制の充実

(アンケート結果 不満 25.5% やや不満 34.5%)

北通り3町村の医療は、昭和46年にむつ下北地域8市町村(当時)により組織された「一部事務組合下北医療センター」により運営されています。

しかし、病院・診療所の運営は、市町村に委ねられており、一元管理のメリットが活かされていないなどの課題があるため、機能の再構築が必要となっています。また、医師不足により風間浦村・佐井村それぞれの診療所の常勤医確保が困難な状況になっています。

また、新町は公共交通機関が不足しており、通院に係る交通手段の確保が困難となっています。さらには、路線バスが運行されていない地域もあることから、路線バスの在り方や患者輸送バス、コミュニティバス等新たな交通システムの検討が必要となっています。

以上のことから「医療体制の充実」は、医師の確保、交通手段の充実、下北医療センターの機能再編等多くの課題を抱えています。

(4) 財政の再建

北通り3町村は、地方交付税の大幅な削減や税収の落ち込みによる歳入の減少と義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）の増加により、経常収支比率は悪化しており、合併後の新町においても財政状況は予断を許さない状況になることが予測されます。

これまで各町村では、事務事業の見直しや報酬・給料等の削減による歳出削減を行っていますが、今後は、合併によるスケールメリットを活かし効率的な行財政基盤の確立を図る必要があります。

以上のことから「財政の再建」は、住民サービスを維持・向上していくうえで重要な課題となっています。

(5) 電源立地に係る振興策

北通り3町村には、これまで大間原子力発電所の立地に伴う電源三法交付金が交付されており、合併後の新町においても交付が見込まれています。また、各町村では交付金を活用した地域振興対策事業の実施や計画が策定されています。

この交付金の活用により、地域振興に結びつく様々な施策展開が可能となりますが、新町のまちづくりを進めていくうえで、各町村の計画を尊重しつつ、いかに均衡ある発展と住民福祉の向上を図り、魅力あるまちとすることができるのか検討していく必要があります。

以上のことから「電源立地に係る振興策」は、まちづくりを進めていくうえで慎重な検討と配慮を要する課題となっています。

経常収支比率

地方交付税や普通税などの一般財源（経常一般財源）を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費（経常経費充当一般財源）にどれだけ充用されたかを示す比率。財政構造の弾力性を示すもので、70%～80%が標準的とされ、比率が高くなるほど財政構造が硬直化しているとされる。

電源三法交付金

電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法の総称。

昭和49年に電源立地の計画的推進と、立地地域への利益還元を目的に制定される。平成15年の法改正により、各交付金が統合され「電源立地地域対策交付金」という名称に変更された。

2. 新町の将来像

新町が目指す将来の姿、また、新町のまちづくりの象徴として、次のテーマを新町の将来像とします。

人・まち・自然が共生する「本州最北の町」の創造

うるおいのあるまちづくりをめざして

大間町、風間浦村及び佐井村は、津軽海峡を臨む自然豊かな地域であり、ここに暮らす多くの人々が、漁業を中心とした長い歴史の営みの中で地域固有の歴史や風土、文化を育んで発展してきました。

また、この地域では、古くから地域間交流が盛んに行われ、近年では大間原子力発電所立地計画に伴う栽培漁業施設、福祉施設などの整備によって、さらに連携が深まっています。

環境問題が重要な課題になっている現在、私たちは自然の恵みを受けて暮らしていることを再認識し、自然環境に配慮した資源循環型のまちづくりを進めるとともに、暮らしにうるおいを与える自然を貴重な財産として、これからの世代へ引き継ぐまちづくりを目指します。

また、合併により単に3町村が1つの自治体になるということだけではなく、合併の効果を活かした産業の活性化や生活基盤の整備、行財政改革等を進めるとともに、住民と行政との協働によるまちづくりを推進し、すべての世代が安心とうるおいのあるまちを実感できるように取り組みます。

3. 新町まちづくりの基本目標

新町が目指す将来像の実現に向けて、次に掲げた6つの施策の柱を基本目標として新たなまちづくりを進めます。

新町の将来像

人・まち・自然が共生する「本州最北の町」の創造

- 津軽海峡の碧い海と美しい緑の丘と太陽にいだかれた
うるおいのあるまちづくりをめざして -



基本目標1
活力と特色ある産業のまち

基本目標2
自然と共生する安心・安全のまち

基本目標3
暮らしやすさを実感できるまち

基本目標4
健やかに暮らせる健康・福祉のまち

基本目標5
豊かな人間性と地域文化を育むまち

基本目標6
住民と行政の協働のまち

基本目標1

活力と特色ある産業のまち

産業は、新町の豊かな住民生活を実現する基盤であると同時に、定住化を促進するための最優先課題でもあります。

新町では水産業を基幹産業と位置づけ、意欲ある担い手の育成支援、希少価値の高い産物の掘り起こしやブランド化を推進していくとともに、つくり育てる漁業を推進し、安定した漁業経営を目指します。

農林畜産業については、計画的な土地基盤整備と販売体制の確立、鳥獣被害対策を実施し、生産性の向上を図ります。

商工業については、農林水産業や観光との連携を図り、交流の促進による商店街の活性化を目指すとともに、地域の特色や第1次産業との連携を図った商品開発や販路拡大に取り組みます。

観光については、観光拠点の整備と観光資源の連携による相乗効果を図りながら、情報発信による誘客活動の展開とマーケティング調査による顧客ニーズの把握に努め、通年型、滞在・体験型の観光を目指します。

原子力発電所の建設に伴う新たな産業を育成し、雇用の拡大を図るとともに、企業誘致や新エネルギー産業の推進による多様な雇用の場の確保を図ります。

活力と特色ある
産業のまち

- ◆ 水産業の振興
- ◆ 農林畜産業の振興
- ◆ 商工業の振興
- ◆ 観光の振興
- ◆ 雇用・労働対策の推進

基本目標2

自然と共生する安心・安全のまち

新町が有する豊かな自然は、生活、文化、産業を潤す糧であり、自然環境の保全と環境に配慮したまちづくりが必要です。

自然と共生するまちづくりを進めるために、森林の育成や河川、海岸環境の保全、生活排水等による海洋汚染の防止を進めるとともに、循環型社会の形成を行政と住民・企業が一体となって推進します。

さらに、公営住宅や公園、上下水道の計画的な整備や、ごみ・し尿の適正な処理の指導に努めます。

地震や火災、風水害などあらゆる災害に強い安全なまちづくりを進めるため、消防体制・救急体制の充実を図るとともに、原子力防災の確立を図ります。

警察や交通安全母の会等との連携により、地域住民の交通安全に対する意識の高揚と交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、子どもや青少年を犯罪から守るため、地域住民と一体になった防犯体制の確立を目指し、誰もが安心と安全を実感できるまちづくりを推進します。

自然と共生する
安心・安全のまち

- ◆ 自然環境保全と循環型社会の推進
- ◆ 住環境の整備
- ◆ 公園・緑地・水辺の整備
- ◆ 上下水道の整備
- ◆ 環境衛生対策の推進
- ◆ 消防・防災・救急体制の充実
- ◆ 交通安全・防犯対策の推進

循環型社会

大量生産・消費・廃棄の社会から、製品の再利用や再資源化などを進めて新たな資源投入をpushし、廃棄物ゼロを目指す社会。

基本目標3

暮らしやすさを実感できるまち

公共交通機関が少ない新町では、自動車が日常生活や経済活動に必要不可欠であり、広域的な視点での道路交通網の整備が必要です。

新町では、安全な道路環境の創出に努めるとともに、広域的な幹線道路の整備促進と生活関連道路との一体的な整備を計画的に行い、利便性の向上を目指します。

子どもや高齢者、障害者等の移動手段を確保するため、路線バスの維持とコミュニティバス等新たな公共交通システムの導入を検討し、高齢者等に配慮した交通体系の確立を目指します。

また、海上交通については、地域住民に欠くことのできない重要な存在となっており、航路維持に向けた支援と利用者の増加に取り組んでいきます。

高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備、テレビや防災行政無線の難視聴解消や携帯電話の不通話地区解消に取り組めます。

暮らしやすさを実感できるまち

- ◆ 道路網の整備
- ◆ 公共交通の確保
- ◆ 海上交通の確保
- ◆ 情報通信基盤の充実

コミュニティバス

地域内の交通不便者の足の確保と利便性向上等のため、市町村が主体となって積極的に運行システムの構築・維持に関わっているバス運行サービス。

基本目標4

健やかに暮らせる健康・福祉のまち

地域住民の医療・福祉に対する関心は高く、急速に進む少子高齢化社会を迎え、地域医療体制の確保と福祉サービスの充実は急務となっています。

すべての人が生涯にわたり、健康で元気な生活を送ることができるよう、医療体制の確保と充実を図るとともに、救急医療機能の充実や広域連携の強化を図ります。また、疾病予防対策や健康づくりを推進し、住民の健康増進に努めます。

若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てることができる子育て支援の環境づくりをはじめ、保育サービスの充実を図ります。

高齢者や障害者の福祉サービスの充実と社会参加を促進する自立支援の環境づくりや生きがい対策等を行うとともに、保健・医療・福祉の一体的な基盤づくりを展開します。また、社会保障の充実を図り、地域住民が健やかに暮らせる福祉のまちを目指します。

健やかに暮らせる
健康・福祉のまち

- ◆ 保健・医療の充実
- ◆ 児童福祉・子育て支援の充実
- ◆ 高齢者福祉の充実
- ◆ 障害者福祉の充実
- ◆ 社会保障の充実

基本目標5

豊かな人間性と地域文化を育むまち

新町のまちづくりや産業の振興、文化の発展・育成には、その役割を担う人材が必要不可欠であり、幼児教育や学校教育、さらには生涯学習が重要となっています。

新町では、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる学校教育の推進、地域住民が生きがいを持ち、いきいきと輝く生涯学習社会の形成を図ります。

また、それぞれの地域に豊かに息づく、郷土芸能や伝統文化の保存・継承を進めるとともに、新町の地域間交流を促進します。

さらに、健康増進と体力向上に向け、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる生涯スポーツや、競技スポーツの振興を図ります。

豊かな人間性と
地域文化を育むまち

- ◆ 幼児・学校教育の充実
- ◆ 生涯学習社会の形成
- ◆ 地域文化の醸成
- ◆ 交流・連携の推進
- ◆ スポーツの振興

基本目標6

住民と行政の協働のまち

地方交付税や補助金の大幅な削減や地方分権の推進により、自主・自立に向けた行財政改革と、住民と行政の協働によるまちづくりが求められています。

新町では、住民組織やボランティア団体、NPO法人等のコミュニティ活動を支援するとともに、情報公開や広報公聴活動の充実、各種計画への住民の参画を推進し、地域住民の意向反映に努めます。

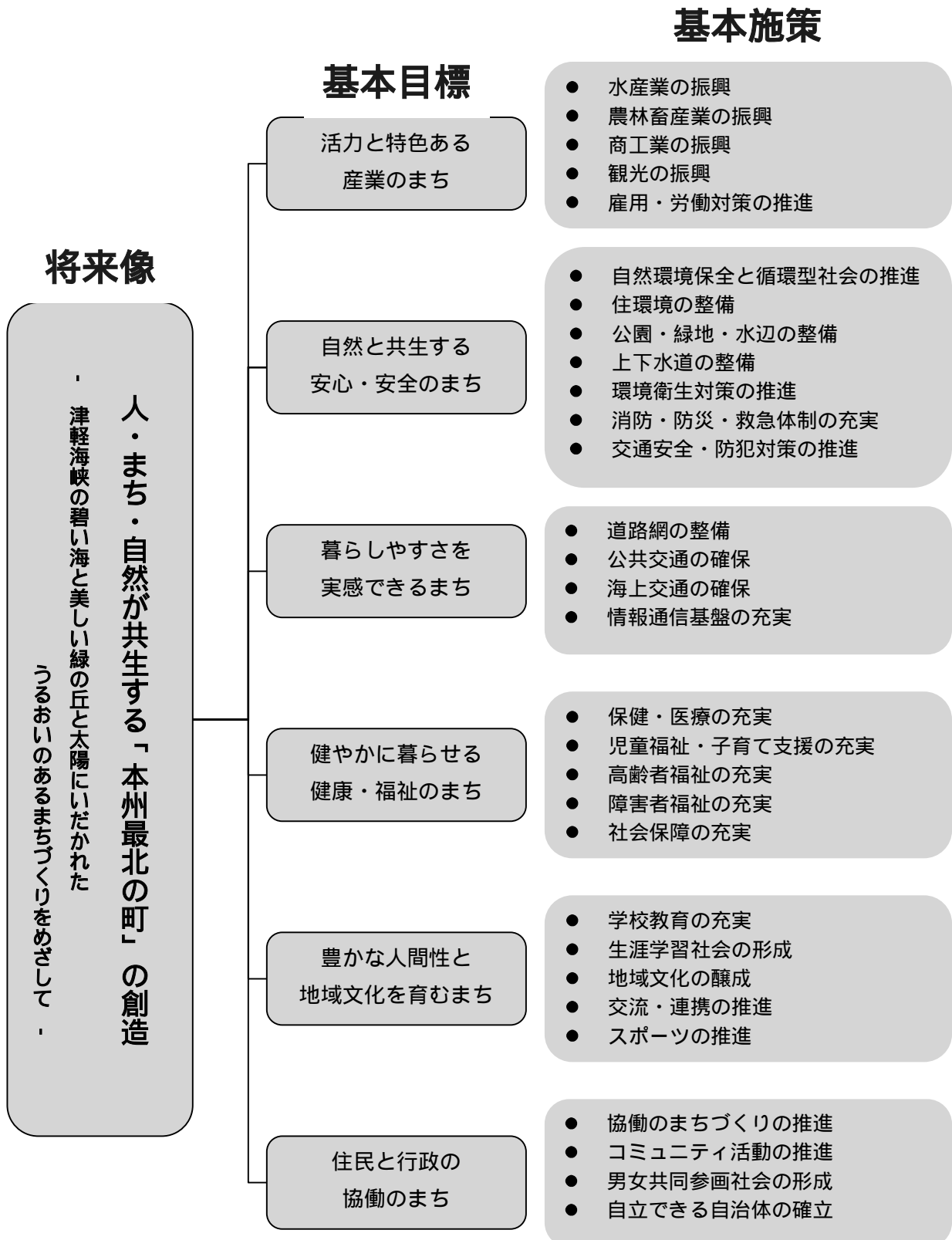
また、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画できるよう、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めます。

さらに、これらを支える自立した自治体の確立に向け、行政組織の見直しや職員の意識改革・資質の向上、さらには高度情報化社会に対応した電子自治体の構築などを計画的に進め、住民サービスの向上を図ります。

住民と行政の
協働のまち

- ◆ 協働のまちづくりの推進
- ◆ コミュニティ活動の推進
- ◆ 男女共同参画社会の形成
- ◆ 自立できる自治体の確立

4. 施策の体系



5 . 新町の土地利用構想

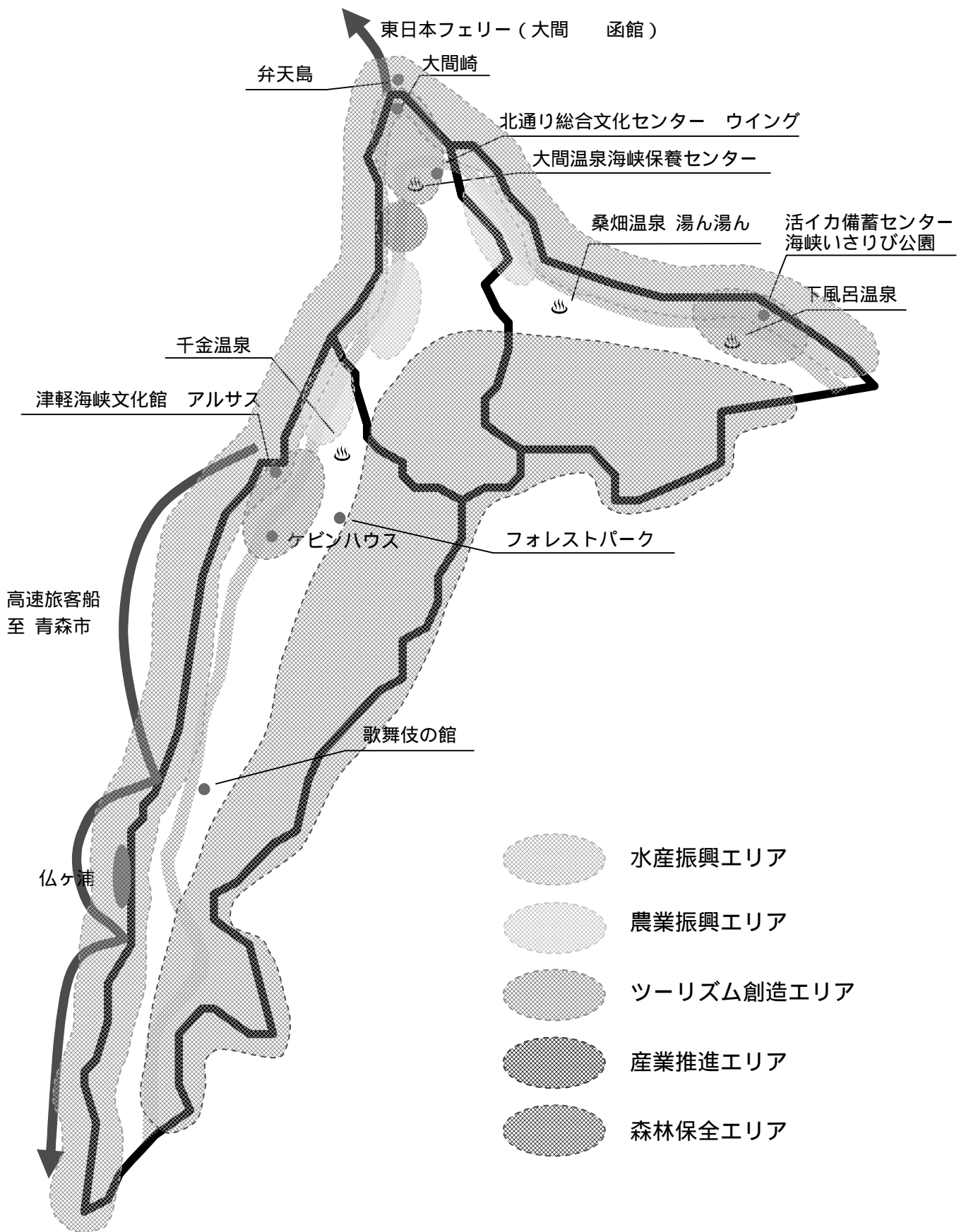
(1) 基本方針

新町の行政区域面積は 256.65 k m²で、広く下北半島国定公園に指定されています。

土地利用については、各地域の個性を活かしながら豊かな自然との調和を図るとともに、広域的・長期的視点に立った均衡ある土地利用に努めるものとしします。

新町の豊かな自然と住民生活、産業活動が調和した良好な地域環境の形成を図り、新町が目指す将来像を実現するため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 豊かな自然環境の保全
- ネットワーク化された安全な道路・交通体系の確立
- 観光・交流拠点の整備
- うるおいのある生活空間の確保
- 水産業のまちとしての漁業基盤の整備
- 優良農地の保全と活用



(2) 土地利用の方向

現在の土地利用状況については、本地域は大きく以下の形態（以下エリアという）に区分することができます。

これらは、地形上の制約を受けつつ、それぞれの地域ごとにふるさとの景観をつくり産業や生活、文化を特色付けています。

新町においては、それぞれのエリアの特徴を活かした土地利用を推進し、特色あるまちづくりに努めます。

水産振興エリア

津軽海峡に面し、漁業が盛んな当地域を「水産振興エリア」と位置づけ、水産業の生産拠点、道南地域等との交流拠点として漁港、港湾の整備を計画的に進めます。また、親水機能をもった交流空間として活用し、観光との連携を図ります。

農業振興エリア

水田や畑が広がる当地域を「農業振興エリア」と位置づけ、農地の保全と新たな特産品の開発に努めます。

ツーリズム 創造エリア

全国的に有名な下風呂温泉郷や大間温泉海峡保養センター、願掛ケビンハウスのある当地域を「ツーリズム創造エリア」と位置づけ、新町の魅力ある農林水産資源と自然を活用した、旬の食材と豊かな時間を提供する滞在型体験観光を目指します。

産業推進エリア

大間原子力発電所の建設が進められている当地域を「産業推進エリア」と位置づけ、産業基盤の整備を図りつつ、原子力関連産業や新たな産業の育成・支援・誘致に努め、雇用の場の確保を図ります。

森林保全エリア

新町の大部分を占める森林を「森林保全エリア」と位置づけ、森林資源の保全や豊富な木材資源の有効活用を図ります。また、豊かな自然環境を活かし、人と自然のふれあいの場として活用します。

ツーリズム

観光旅行。本計画では、グリーン（ブルー）ツーリズムの総称。農村や漁村での長期滞在型休暇。農作業や漁業体験、地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

第5章 新町まちづくりの基本施策

基本目標1

活力と特色ある産業のまち

(1) 水産業の振興

県内はもとより、全国的に有名なマグロやイカ、ウニ等の新鮮な海産物を提供する新町の水産業については、まちづくりをリードする基幹産業として明確に位置づけ、漁業協同組合などの関係機関と一体になった指導・支援体制を確立するとともに、生産基盤施設の整備や、担い手・後継者の育成・確保による生産体制の強化を図ります。

高付加価値水産業を推進するため、水産物のブランド化を推進するとともに、むつ下北ブランド研究開発センターや研究機関等との連携による未利用資源の商品化に努めます。また、限りある水産資源を守り育てるため、栽培漁業や増養殖事業による「つくり育てる漁業」を推進し、漁家所得の向上を図ります。

さらに、産地直売施設の整備を検討するとともに、旅館、ホテル、スーパー等との連携による地産地消の推進、新たな流通ルートの開拓等による消費拡大を図ります。

観光と連携した総合的なPR活動を展開するとともに、温泉や観光と一体になった「ブルーツーリズム」による広域的な交流の促進を図り、人々が行き交う活気溢れる漁業のまちの実現に努めます。

主要施策	想定される事業
生産基盤の整備	漁港等の整備
漁場整備	磯焼け対策事業、魚礁の設置
栽培漁業・増養殖事業	アワビ等の中間育成・放流、増殖場の造成
水産物のブランド化	ブランドの統一化、シンボルマークの作成
地産地消の推進	直売施設の検討、宿泊施設・小売店との連携

主要施策	想定される事業
流通体制の整備	電子商取引の活用支援、活魚施設等の検討
ブルーツーリズムの推進	漁業体験ツアーの実施、漁家民宿の登録制度
総合的なPR活動の推進	観光との連携、イベントでの水産物の活用

(2) 農林畜産業の振興

新町の大多数を占める副業的農業からの脱却を図るため、生産基盤の整備や生産体制の強化による収益性の向上や三円薯（オコッペいもっこ）等の特産品づくりの推進、直売所等による販路の拡大を図ります。また、サル・カモシカ等の鳥獣被害対策を実施し生産意欲の低下を防ぎます。

林業については、森林組合等関係機関と連携による林地の保育・管理を進めるとともに、利水機能など森林のもつ環境保全機能の持続的な発揮に向け、計画的な整備、保全に努めます。

畜産業については、公共牧場の有効活用を図り、繁殖と飼育の一貫生産体制の整備確立を図るとともに、観光との連携を進め多角的経営の展開を誘導します。

主要施策	想定される事業
生産基盤の整備	農道、林道の整備、公営牧場の整備
鳥獣被害対策	電気柵の設置、被害防止策の構築
特産品の開発	青森ヒバの有効活用、山菜等の栽培
生産体制の強化	集落営農等への取組み支援、農業団体等の強化 建設業等の農業参入支援
農産物のブランド化	(再掲)
地産地消の推進	(再掲)

(3) 商工業の振興

消費者の流出や大型店との競合により厳しい経営環境にある商業については、商業振興の核となる商工会組織の連携強化や活動の活性化が図られるよう支援するとともに、高齢化社会に対応したコミュニティ・ビジネスへの参入に取り組む環境づくりに努めます。

水産加工や木材加工を主体とする地場産業が中心の新町の工業については、既存企業の体質強化に向けた経営支援を進めるとともに、特色ある地場産業の育成のため下北ブランド研究開発センターとの連携による新製品の開発に努めます。また、市場拡大を図るため、継続的なマーケティング調査を実施するとともに物産展等を利用した消費拡大とPR活動を推進します。

主要施策	想定される事業
商店街の活性化支援	空店舗・空地の活用、商工会への支援
コミュニティ・ビジネスの推進	先進地事例の提供、勉強会の開催
地場産業の振興	未利用資源の商品化、ブランドの統一化
事業者・企業への経営支援	融資制度の活用推進
総合的なPR活動の推進	(再掲)

(4) 観光の振興

新町は、大間崎や下風呂温泉郷、仏ヶ浦など県内有数の観光地のほか、「大間のマグロ」や「元祖烏賊様レース」などにより、全国的に知名度が上がっています。

これらの豊富な観光資源を活かしたネットワークづくりを進めるとともに、新たな観光資源の掘り起こしによる新町の魅力ある観光ルートを構築します。また、下北半島全域及び道南地域を含めた広域観光ルートの構築に向け、関係市町村と協議します。

コミュニティ・ビジネス

地域住民が主体となり、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題の解決と新たな雇用の創出を図る事業。

平成22年に予定されている東北新幹線青森駅の開業に向け、他産業と連携した総合的なPR活動による観光客の増加を図るとともに、アクセスの強化に向け、道路交通網の整備に努めます。

さらには、道の駅やフィッシャーマンズワーフ等の観光拠点整備の検討や観光サインの整備など観光基盤整備を進めます。

新町の新鮮な農林水産物や豊かな自然を満喫してもらう「ブルー（グリーン）ツーリズム」の推進と冬季イベントの開催による体験型・滞在型・通年型の観光を目指します。

主要施策	想定される事業
観光ネットワークの整備	各種イベントの連携、観光サイン整備
広域観光ルートの構築	広域観光キャンペーン
観光拠点整備	道の駅、フィッシャーマンズワーフの整備検討
総合的なPR活動の推進	観光パンフレットの作成、各種団体との連携
体験型・滞在型・通年型観光の推進	ブルー（グリーン）ツーリズムの推進、冬季イベントの開催
交通アクセスの強化	下北半島縦貫道路の延伸要請、海上交通の活用

（5）雇用・労働対策の推進

雇用をめぐる状況が一層厳しさを増すなか、若年者の定住と雇用の安定を実現するため企業誘致を推進します。特に、原子力発電所の立地に伴う新規産業の創出や関連産業の育成と誘致を積極的に推進するとともに、地域の特性を活かした環境にやさしい新エネルギー産業の誘致を進めるなど、多様な雇用の場の拡充に努めます。

また、ハローワークなど関係機関との連携のもと、就職相談や情報提供等の雇用対策に努めます。

さらに、技術革新・高度情報化に伴い職業能力の向上が求められていることから、関係機関と連携し、既存の施設を利用した資格取得や職業能力の開

フィッシャーマンズワーフ
水産物の直売市場やレストラン等が集合する観光商業地。

発機会の充実を図ります。

主要施策	想定される事業
原子力関連産業の育成・誘致	メンテナンスサービス産業の育成と関連企業の誘致
企業誘致の推進	新エネルギー産業等の誘致
就職相談・情報提供の充実	相談窓口の設置、求職端末の設置
資格取得・能力開発機会の充実	パソコン教室等の開催

基本目標2

自然と共生する安心・安全なまち

(1) 自然環境保全と循環型社会の推進

新町では、豊かで美しい自然環境を次世代に引き継ぐため、環境を総合的に捉えた施策を推進します。

循環型社会の形成に向けて、学校や地域での環境教育を推進するとともに、ごみの減量化や分別収集の徹底、リサイクルの促進を図ります。また、バイオマス など再生可能なエコエネルギー の導入を検討し、環境保全と新たな産業の創出による地域の活性化を目指します。

また、不法投棄パトロールによる不法投棄防止対策の推進、環境美化活動を行うボランティア団体への支援を行うなど、住民・企業・行政が連携し、環境保全活動に取り組みます。

主要施策	想定される事業
自然環境の保全	不法投棄パトロールの実施 環境美化活動への支援
環境教育・学習の推進	環境教室の開催、広報活動の充実
エコエネルギーの推進	風力発電・バイオマス等の活用

(2) 住環境の整備

公営住宅については、中長期的な住宅需要の動向に基づいた住宅供給計画（住宅マスタープラン）を策定したうえで、老朽化住宅の建替えを行います。

また、高齢者や障害者が安心して暮らせるバリアフリー住宅、若年層・

エコエネルギー

風力発電や太陽光発電等の自然エネルギーやバイオマス等の新エネルギーなど、自然環境に配慮したエネルギー。

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。代表的なものに家畜排泄物や生ごみ、木くず、食品加工残さがあり、化石燃料の削減を図ることによる温暖化対策のひとつとして注目されている。

ファミリー層の定住化を図る住宅など多様な住宅需要に対応した整備を計画的に推進します。

主要施策	想定される事業
住宅供給計画の策定	老朽化住宅の計画的な建替え バリアフリー住宅の整備

(3) 公園・緑地・水辺の整備

うるおいのある生活環境の整備に向けて、地域住民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる場所、子どもたちが安心して遊べる場所、また、災害発生時の避難場所として公園の整備・改修に努めます。

また、緑化運動等の活動団体に支援を行うとともに、自然と調和したレクリエーション施設や遊歩道の整備を検討し、観光・交流機能を有する環境づくりを目指します。

主要施策	想定される事業
公園・緑地・水辺の整備	公園の改修等 緑化運動等の活動団体支援 レクリエーション施設・遊歩道の整備検討

(4) 上下水道の整備

水道は、住民が健康で快適な生活を営むうえで欠くことのできない重要なライフラインであり、安定的な水源を確保しながら、水道施設の整備、管理体制の充実、水道事業の健全運営、水源地域の環境保全に努め、安全で衛生的な水の安定供給に努めます。

公共用水域の水質保全や衛生環境の改善のため、公共下水道事業の計画的な推進とともに、計画区域外の浄化槽設置整備事業の推進により、下水道の整備と加入促進に努めます。

主要施策	想定される事業
上水道・簡易水道の整備	供給施設の整備、管理体制の充実
水源の確保	奥戸川ダム整備計画への参画 水源涵養林の保全
下水道の整備	特定環境保全公共下水道の整備 合併浄化槽の推進

(5) 環境衛生対策の推進

ごみ処理については、現在、下北地域広域行政事務組合による広域処理体制をとっています。今後の排出動向やダイオキシン対策に留意しながら、リサイクル関連法に基づき、収集体制の充実や分別収集の徹底、資源ごみ回収の推進を図り、循環型社会の形成を目指します。

また、し尿処理については、下水道の整備と下北広域行政事務組合による広域処理体制の構築に努めます。

主要施策	想定される事業
ゴミ処理体制の充実	分別収集の徹底、減量化の啓発活動
し尿処理体制の整備	下水道事業の推進、広域処理体制の整備

(6) 消防・防災・救急体制の充実

地震をはじめ火災、風水害などの災害から住民の生命と財産を守るため、地域防災計画を早期に策定し、これに基づく防災設備の整備や防災訓練などを実施することにより、防災に対する意識の高揚と地域防災体制の強化を図ります。

また、大規模テロや他国による武力攻撃などの緊急事態から住民を守る、市町村国民保護計画を策定し、避難体制の整備に努めます。

さらに、治山、治水、海岸保全等の対策事業を関係機関と連携により計画的に実施し、災害に強いまちづくりを進めます。

大間原子力発電所建設による原子力災害に備え、防災情報システムの構築

や緊急避難経路の確保、国による緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の整備等総合的な原子力防災対策を実施します。

常備消防については、現在の下北地域広域行政事務組合による広域消防体制を維持し、救急体制の充実や消防防災施設の計画的な整備に努めます。

非常備消防については、若年層の加入を進め組織強化を図るとともに、計画的な消防資機材等の充実を図ります。また、迅速で的確な救急業務を実施するため、救急救命士の育成を図るとともに、資機材の整備を行い救急体制の強化を図ります。

主要施策	想定される事業
防災体制の強化	地域防災計画・市町村国民保護計画の早期策定 防災訓練の実施
治山・治水・海岸保全等の対策	急傾斜地・河川・海岸等整備の要望
消防・防災施設の整備	消火栓・防火水槽の整備、災害備蓄品の確保
非常備消防の組織強化	小型動力付ポンプ積載車の計画的な更新 若年者の加入促進
原子力防災体制の整備	地域防災計画に原子力防災編を策定 緊急避難経路の確保 緊急事態応急対策拠点施設の整備（国）
救急体制の強化	救命救急士の育成、資機材の整備

（7）交通安全・防犯対策の推進

原子力発電所の建設に伴い交通量が増加傾向にあるため、大間警察署や交通安全母の会等各種団体との連携のもと、住民の交通安全意識や交通マナーの高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故のない安全な地域づくりを目指します。

また、近年、手口が巧妙化する振り込め詐欺等から住民を守るため、相談体制の確立や啓発活動等を通じて住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止活動など地域住民・関係機関・行政が一体となった防犯体制の充実を進めます。

主要施策	想定される事業
交通安全・防犯施設の整備	カーブミラー・歩道・防犯灯等の設置
交通安全・防犯活動支援	交通安全母の会・交通安全協会支部・防犯協会支部等の活動支援
交通安全・防犯啓発活動	広報誌の活用、交通安全・防犯教室の開催

基本目標3

暮らしやすさを実感できるまち

(1) 道路網の整備

まちづくりや産業振興を図るうえで、交通基盤整備は必要不可欠であり、公共交通機関の少ない新町では道路網の計画的な整備が必要です。

幹線道路である国道279号、338号については、原子力発電所の建設に伴い工事車両等の増加が見込まれることから、狭あい箇所の改良や奥戸バイパスの整備、冬季の路面凍結防止等安全性の確保に向けて、国・県等の関係機関に積極的に働きかけ、安全性の確保と利便性の向上を図ります。

また、県道川内・佐井線、薬研・佐井線については、災害時の緊急避難経路や観光ルートとして大変重要なため、路面整備や拡幅整備を進めるよう県等の関係機関に働きかけます。

さらに、村道薬研・易国間線や村道福浦川目線についても、避難経路等として重要なことから、計画的な整備を図るとともに県道への昇格を働きかけます。

下北半島縦貫道路については、広域交流の推進や安全性・利便性の向上のため、新町までの延伸を引き続き関係団体と連携して要望します。

幹線道路と接続する生活道路（町道）については、整備や改良、維持補修を計画的に行い、地域住民の利便性と一体性の向上を図ります。なお、整備にあたっては、災害や環境等に配慮した道路網の整備に努めます。

主要施策	想定される事業
幹線道路の整備促進	国道279号、338号の整備促進 下北半島縦貫道路の新町までの延伸の要望 県道の整備と村道薬研・易国間線、村道福浦川目線の県道昇格の要望
生活道路（町道）の整備	計画的な整備と改良・維持補修の実施
交通安全施設の整備	（再掲）

(2) 公共交通の確保

住民の身近な移動手段として重要なバス路線の維持と利便性の向上を事業者に働きかけます。また、コミュニティバス等新たな形態の公共交通の導入を検討し、高齢者等にやさしい公共交通の確保に努めます。

主要施策	想定される事業
公共交通の確保	路線バスの維持と運行支援 コミュニティバス等の導入検討

(3) 海上交通の確保

新町と道南函館市を結ぶフェリー航路は、経済・産業・文化の交流や医療・雇用面など地域に根ざした生活航路として重要な役割を果たしていることから、航路の維持と充実を関係機関に働きかけます。また、高波対策と高速船就航に向けて、フェリー埠頭の改修を関係機関に積極的に要望し、道路網と一体になった交通体系の整備を進めます。

また、佐井・脇野沢～青森間の高速船についても航路維持のため、就航率・乗船率の向上を図り、地域密着型の交通ネットワークの充実を図ります。

主要施策	想定される事業
海上交通の確保	函館・大間航路の維持の要望 佐井・脇野沢・青森間の高速船の維持 港湾整備の要望

(4) 情報通信基盤の充実

地上波デジタル放送の開始に向けテレビの難視聴対策や、携帯電話の不 통화地区の解消に努めるとともに、情報通信基盤の整備を図り、地域間や都市部との情報格差の解消を目指します。

国の e-japan 戦略 等による電子政府、電子自治体が進んでいるなか、災

e-japan 戦略

「わが国が5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げ、2001年に決定された。超高速ネットワークインフラ整備及び競争の促進や電子政府・電子自治体の実現等が推進すべき方策とされている。

害情報や広報等の各種行政情報を提供する仕組みづくりや産業・福祉分野等での活用を目指し、地域情報システムの整備による住民生活の向上や行政サービスの向上を図ります。また、学校教育や生涯学習の場におけるIT講習会等を開催し、情報教育の充実を図ります。

一方、個人情報保護条例の遵守や情報セキュリティポリシーの整備を図り、プライバシーの保護に万全を期します。

主要施策	想定される事業
情報格差の解消	テレビ共同受信施設・携帯電話中継塔設置の働きかけ
情報通信基盤の整備	公共施設間のネットワークシステムの構築
電子自治体の構築	各種申請・届出等のオンライン化の構築 行政情報等提供システムの整備
情報教育の充実	学校教育・生涯学習によるIT講習会等の開催
情報セキュリティ対策	情報セキュリティポリシーの整備

情報セキュリティポリシー

情報を守るべく施す対策や、組織の情報セキュリティに対する考え方、実施にあたっての基本方針、運用ルール等の規約をまとめたもの。

基本目標4

健やかに暮らせる健康・福祉のまち

(1) 保健・医療の充実

すべての住民が健康で心豊かに生活できる社会とするために、健康を増進し疾病の発病を予防する「一次予防」の推進と、早期発見・早期治療を行う「二次予防」に重点を置いた施策を展開します。また、多様化・高度化する保健・医療ニーズに対応するため、保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実を図ります。

生活習慣病の予防に向けて、各種健康教室の開催や保健協力員と連携した疾病予防事業を推進し、住民の健康意識の向上を図ります。また、各種検診を実施するとともに、広報活動により受診率の向上を図ります。

下北地域保健医療圏における自治体病院機能再編成計画のもと、へき地診療や救急医療などの住民の医療ニーズに対応するため、北通地域医療連携体制の確立を図るとともに、新町の中心病院である国保大間病院の機能充実、通院のためのコミュニティバス等の運行を検討します。

さらに、一部事務組合下北医療センターの機能を再構築し、むつ下北地域の医療体制の充実と健全運営・経営に努めます。

主要施策	想定される事業
各種検診の実施	総合検診・ガン検診等の実施
疾病予防対策	健康教室、健康づくり活動の推進
医療体制の充実	国保大間病院の機能充実 北通地域医療連携体制の確立
へき地診療の充実	巡回診療の実施、コミュニティバスの導入検討
包括ケアシステムの構築	包括ケア会議の充実 保健・医療・福祉情報ネットワークの推進

保健・医療・福祉包括ケアシステム

地域のすべての住民を対象にし、生涯にわたり健康で安心した生活が送れるよう、健康づくりや生きがい活動、地域の助け合い活動及び保健・医療・福祉のサービスの必要なときに、一体的に提供するために、サービス提供に関わる機関が連携を図るもの。

(2) 児童福祉・子育て支援の充実

少子化や核家族化等による社会状況の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育等の保育サービスの充実と保育施設の整備を図るとともに、子育てサークルの育成・支援等の地域子育て支援センター事業を推進し、安心して子どもを生み育てる環境を整備します。

また、放課後児童対策の充実や働く女性の妊娠・出産に配慮した職場づくりを推進するなど、地域一体となった子育て支援社会の形成のため、新町の次世代育成支援地域行動計画を策定し、行政・住民・事業者が一体となった施策を展開します。

主要施策	想定される事業
保育サービスの充実と施設の整備	一時保育、休日保育等の実施 幼保一元化・保育所建設の検討
地域子育て支援センター事業の推進	子育てサークルの育成・支援、相談窓口の設置
子育て支援社会の形成	次世代育成支援地域行動計画の策定 放課後学童保育の実施

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいをもった暮らしができるよう、健康相談等の保健事業の充実を図るほか、老人クラブ活動、文化・スポーツ活動の支援や農林水産物の生産・販売活動など社会参加や生きがいの場づくりを進めます。

高齢者福祉の中核を担う介護保険事業については、予防重視型システムの構築に向け、軽度者を対象とした新予防給付や地域支援事業による介護予防事業を推進し、要介護状態の予防と健康の保持増進に努めるとともに、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターを設置します。

また、社会福祉協議会や民間事業者等の連携を強化し、居宅サービスや施設サービス等の充実に努めます。

地域支援事業

主として、要介護・要支援の状態に至っていない高齢者を対象に、要介護・要支援の状態になることの予防を目的として行う事業。平成18年4月の改正介護保険法の施行により新たに創設される。

主要施策	想定される事業
生きがい対策の推進	老人クラブ活動の支援、世代間交流の推進
保健事業の充実	機能訓練・健康相談等の実施
予防重視型システムの構築	地域支援事業・新予防給付の充実
介護サービスの充実	介護サービス基盤の整備 社会福祉協議会等との連携強化

(4) 障害者福祉の充実

障害者が地域との関わり合いを保ち、積極的に社会参加できるノーマライゼーションの浸透に向け、広報・啓発活動により住民の理解を深めるとともに、相談・情報提供体制の充実や保健事業の充実を図ります。

また、介護給付や訓練等給付などの自立支援給付を事業者と連携して進めるとともに、利用者の状況に応じた地域生活支援事業など、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に対応した、総合的な自立支援システムの構築に努めます。

さらに、障害者の社会参加の機会を確保するため、小規模作業所等の整備の検討やボランティア等による交流活動の推進を図ります。

主要施策	想定される事業
保健事業の充実	デイケア・リハビリ教室等の実施
障害者の自立支援	自立支援給付や地域生活支援事業の充実 小規模作業所等の整備検討
障害者支援基盤の整備	公共施設の計画的なバリアフリー化の推進 広報・啓発活動の充実

ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。それに基づく社会福祉政策。

障害者自立支援法

これまでの支援費制度の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスの充実と推進を図ることを目的に制定。自立支援給付と地域生活支援事業により総合的な自立支援システムが構成されている。

(5) 社会保障の充実

低所得者が経済的に自立し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、下北地方健康福祉こどもセンターや民生・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めます。

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康管理意識の高揚と医療費の適正化に努めるほか、国保財政の健全化と保険税負担の公平を期するため、滞納対策の強化を図ります。また、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実等を通じて制度への理解と認識を一層深めていきます。

主要施策	想定される事業
生活困窮者対策の充実	下北地方健康福祉こどもセンター等との連携 相談窓口の充実
国民健康保険事業の健全 運営	医療費の適正化、滞納対策の強化
国民年金制度の普及	啓発活動と相談窓口の充実

基本目標5

豊かな人間性と地域文化を育むまち

(1) 幼児・学校教育の充実

幼児期の教育は、人間形成の基礎を培ううえで重要であり、子ども達の心身の健やかな発達を促すため、幼稚園・保育所・小学校・地域の連携強化に努めます。また、多様な育児ニーズに応えるため、幼保一元化に向けた取組みを行います。

学校教育については、一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育指導体制の強化と教職員の資質の向上に努めるとともに、環境教育や国際化に対応した教育や郷土の歴史や文化、産業を学ぶ体験学習を取り入れ、確かな学力と豊かな人間性、社会的に自立する力を身につける教育を推進します。

また、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援教育を推進します。

さらに、安全で快適な学習環境を提供するため、学校施設の改修等の整備を図ります。

主要施策	想定される事業
幼児教育の充実	幼稚園・保育所・小学校の連携の促進 幼保一元化の検討
教育指導体制の強化	少人数学級編成の取組み 特別支援教育の推進
特色ある教育体制の確立	職業体験・地域学習の実施 情報・環境教育の推進
学校施設の整備	校舎・運動場の整備・改修、教育機材の整備

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

(2) 生涯学習社会の形成

住民一人ひとりが生きがいをもった生活や知識・経験のキャリアアップを目指す環境をつくるため、多様な学習ニーズに応じた生涯学習プログラムの充実や、学習効果を活かした社会参加活動の環境づくりを推進し、学習活動と社会参加活動の循環を図ります。

また、豊かな人間性を培うため、教育の原点ともいえる家庭教育支援の充実を図ります。

さらに、住民主体の生涯学習講座の開設やサークル活動を支援するとともに、既存の公共施設を活用した学習の場を提供します。

主要施策	想定される事業
生涯学習の充実	各種教室・講演会等の開催
家庭教育支援の充実	子育て講座の開催、PTAとの連携・協力
自主学習グループの育成支援	学習の場（公共施設）の提供、備品の整備 生涯学習関連情報の提供

(3) 地域文化の醸成

地域の財産である伝統文化を将来にわたって継承していくため、伝統行事や郷土芸能の後継者の育成を支援するとともに、各地域に点在する文化財や遺跡等の保存・保護に努めます。

また、「津軽海峡海鳴り太鼓」や「福浦の歌舞伎」等と観光の連携を図り、地域の活性化を促進します。

主要施策	想定される事業
地域文化の継承活動の推進	伝統行事や郷土芸能活動の支援 文化財の保存・保護、観光との連携

(4) 交流・連携の推進

新町の一体感を醸成するため、これまで北通り3町村で行われていた各種交流事業の活性化を図るとともに、姉妹都市等交流事業が行われていた道南地域との交流やブルーツーリズム等による観光を通じた都市との交流を推進します。

また、A L T（外国語指導助手）による外国語教育の充実や青少年の海外派遣、国際交流事業を通じて国際感覚あふれる人材の育成に努めるとともに、国内の各地域との交流活動を推進するなど幅広い交流活動により、将来の地域づくりの原動力となる青少年の育成に努めます。

主要施策	想定される事業
地域間交流の推進	各種イベントの共同開催 文化・スポーツ活動による交流促進
国内交流の推進	ブルーツーリズム等による都市との交流 既存交流の継承・発展、民間交流活動の支援
国際交流の推進	姉妹都市の交流促進、青少年の海外派遣 A L Tによる外国語教育の充実

（5）スポーツの振興

スポーツの普及・日常化は、健康・体力づくりはもとより、世代を超えた住民相互の交流をもたらすことから、スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくりをすすめるため、体育協会や各種スポーツ団体の育成・支援に努めるとともに、各種スポーツ大会、レクリエーション教室等の開催を支援します。

また、子どもたちの体力向上やスポーツを通じた世代間交流の場である総合型地域スポーツクラブ の設立を支援するとともに、その拠点となる施設整備に努めます。

主要施策	想定される事業
スポーツ活動の推進	スポーツ団体への支援、スポーツ大会・レクリエーション教室等の開催及び支援
スポーツ環境の整備	体育施設の整備 総合型地域スポーツクラブの設立支援

総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体的に運営するスポーツクラブ。子どもから高齢者まで、初心者からトップレベル競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じていつでも活動でき、複数の種目が用意されている等の特徴がある。

基本目標6

住民と行政の協働のまち

(1) 協働のまちづくりの推進

住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、広報誌やホームページ等による行政情報の公開を図るとともに、アカウンタビリティ（説明責任）の徹底、行政の仕組みやまちづくりに関する学習機会の充実を図ります。

また、各種行政計画の策定及び実施・点検・見直し、施設の管理運営等への住民の参画・民間の参入を推進するほか、住民団体やボランティア、NPOの活動を支援し、地域住民の意見を行政に反映させる住民参加型のまちづくりを目指します。

主要施策	想定される事業
情報公開・アカウンタビリティの徹底	情報公開条例の遵守 広報公聴活動の充実
住民参画の推進	各種計画策定等の住民参画の推進 ボランティア団体・NPO等の活動支援

(2) コミュニティ活動の推進

まちづくりの基礎となる、地域に密着したコミュニティ活動を支援するため、身近な活動拠点となる公民館等の公共施設を提供します。

また、地域からの創意工夫による自立したまちづくりを展開するため、コミュニティリーダーの育成や先進地事例等の情報提供を図り、新時代のコミュニティ形成を促進します。

主要施策	想定される事業
コミュニティ活動の支援	公民館等活動拠点の提供
新しいコミュニティ体制の推進	コミュニティリーダーの育成 先進地事例等の情報提供

(3) 男女共同参画社会の形成

これまでの固定的な役割分担意識を排除し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、新町において基本計画を策定し、企業や住民に対して情報提供や啓発活動を行うことにより意識改革を図ります。また、セミナーや研修を通じて女性リーダーの養成に努めます。

さらには、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス(DV)に対する相談体制の確立と啓発活動による防止に努めます。

主要施策	想定される事業
男女共同参画社会の推進	男女共同参画基本計画の策定 情報提供と啓発活動の充実 セミナー・研修等による女性リーダーの養成 DV等の相談体制の確立

(4) 自立できる自治体の確立

地方分権による国・県からの権限委譲等に対応するため、行政組織の再編や職員の意識改革と資質の向上を図るとともに、電子自治体の構築による住民サービスの向上と効率化・迅速化を進めます。

また、悪化する財政状況の打開のため、事務事業の見直しによる行政経費の削減や自主財源の確保に努めるとともに、重点型・目標指向型の財源配分システムへの転換により限られた財源で最大の効果が上げられるよう効率的な行政運営に努めます。

さらに、指定管理者制度の効果的な運用と公共事業のPFI方式導入の検討により、公共施設のサービスの向上と行政経費の削減を図ります。

ドメスティックバイオレンス(DV)

英語の「domestic violence」のカタカナ表記。略して「DV」ともいわれる。

一般的に夫や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。被害者は多くの場合女性である。

主要施策	想定される事業
行政の効率的な運営	電子自治体の推進 職員研修・教育体制の充実
財政健全化への取組み	行政組織・機構の見直し 定員管理・給与の適正化の推進 事務事業の見直し 自主財源の確保（町税等の収納体制強化） 指定管理者制度の効果的な運用 公共事業のPFI方式導入の検討

指定管理者制度

公の施設の管理について民間企業やNPOなどを含む法人その他の団体が行うことにより、経費の削減とサービスの向上が期待できる。

PFI

「Private finance Initiative」（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の頭文字。

公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う手法。

7. 新町のリーディングプロジェクト

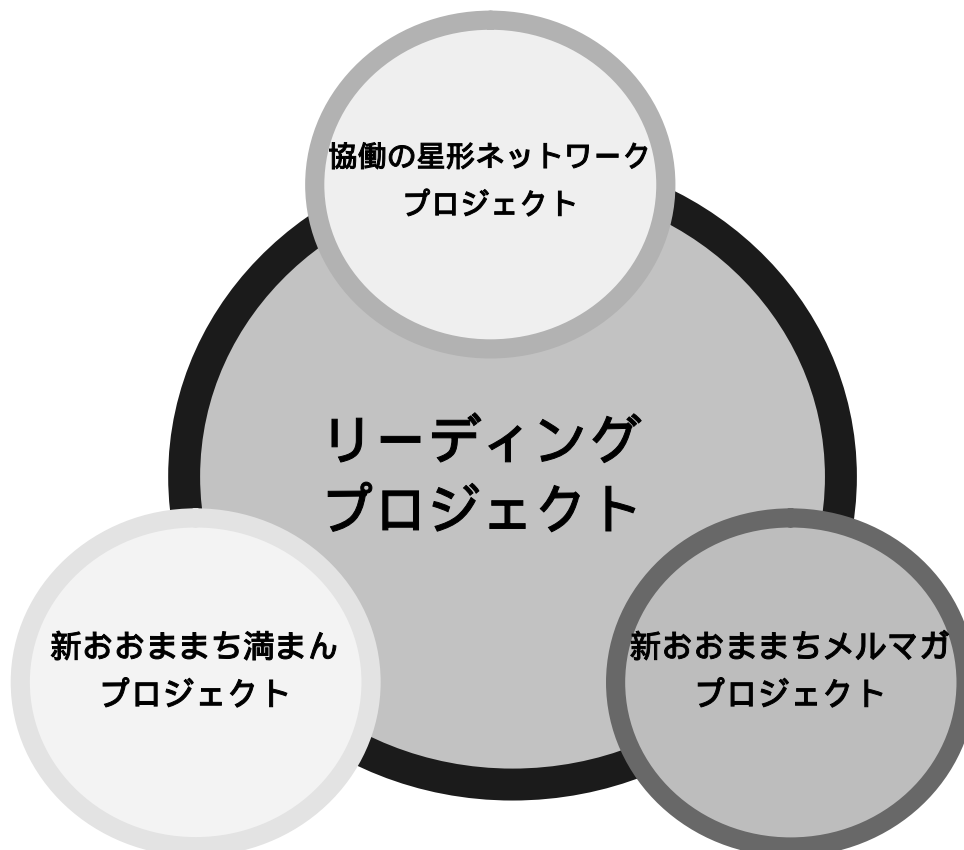
(1) リーディングプロジェクトの目的

豊かな住民生活を実現し、次世代に誇れるまちづくりを進めるため、新町が先導的かつ重点的に取り組むべき施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけます。

このプロジェクトは、合併後も厳しい財政状況の中で、市町村合併による効果を最大限に活かし、住民と行政による協働のまちづくりや新町の一体性の確保を目的としています。

(2) リーディングプロジェクトの構成

リーディングプロジェクトは、次の3つのプロジェクトで構成します。



プロジェクト

(プロジェクト概要)

これまで北通り3町村では、それぞれの地域で、観光や伝統芸能、まちおこし運動など多様な分野で活発な住民活動が行われ、これによりまちづくりを牽引してきました。

新町では、これらの活動の地域全体への広がりや連携を支援するとともに、新たなコミュニティ活動の掘り起こしなど、住民のまちづくり意欲を促し、新町に「新たな支え合い」の担い手を多数創出して、住民と行政による協働のまちづくりを目指す「**提案型支援金**」を創設します。

提案型支援金とは

地域の活性化や環境美化などを目的とした自主的・公益的な事業を実施するNPOなどの住民活動団体・グループを対象に、公募・選考のうえ、事業費の一部を支援金として交付します。

選考については、住民や有識者を中心とし、住民の主導による活動とします。

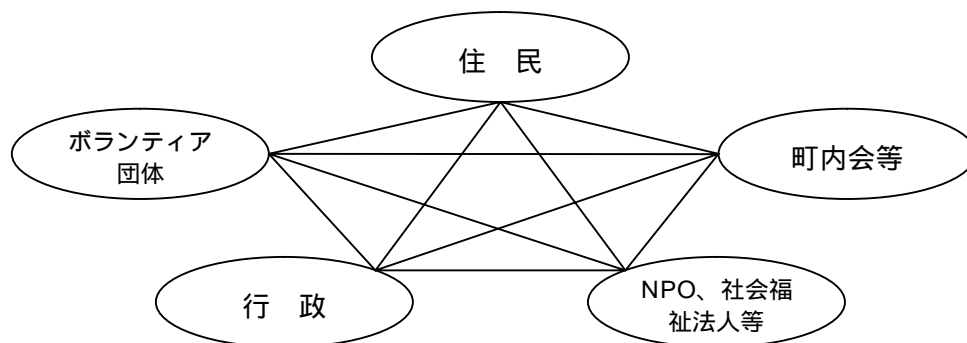
(プロジェクト名)

協働の星形ネットワークプロジェクト

(効果)

- 住民の創意工夫による、多種多様な活動が可能となります。
- 住民活動の範囲が広がることにより、新町の中の交流活動が活発化され、住民同士のつながりの強化が期待されます。

協働の星形ネットワークの形成



あなたの思いをカタチに

- ♥子育てを応援するサークル活動をやりたい・・・
- ♥講師を呼んで、介護講習会を開きたい・・・
- ♥「花いっぱい運動」で街の中を華やかにしたい・・・
- ♥子ども達のために、スポーツ教室を開きたい・・・
- ♥イベントをやって街の活性化を図りたい・・・



プレゼンテーション

選考委員会（住民・有識者・行政）
による選考。



アイデアの実現



プロジェクト

(プロジェクト概要)

これまで北通り3町村では、様々な観光事業やイベントの開催、新鮮な海産物等の情報発信を行ってきました。

その結果、大間町では、大間ブルーマリンフェスティバルや超マグロまつり、風間浦村では、元祖烏賊様レースや布海苔採り体験ツアー、佐井村では、福浦歌舞伎食談義や防波堤壁画事業など、各地域が独自のユニークな事業により、知名度やイメージアップが図られてきました。

新町では、これらの取り組みを基盤にして、これまで各地で独立していたイベントや優れた農林水産物、景勝地をリンクさせるとともに、新しい力を吹き込むことにより、「**新おおま型ツーリズム**」を創造します。

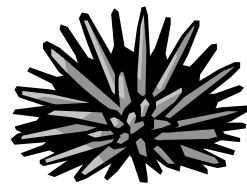
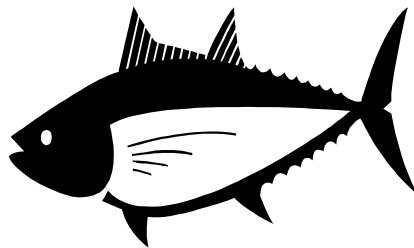
(プロジェクト名)

新おおままち満まんプロジェクト

満まんとは、新おおま型ツーリズムにより、観光客が、満喫・満足・満悦・満点・満腹できることを目指す、総称です。

(効果)

- 新町の特徴を活かした新たな観光ルートの確立により、観光客の増加が見込まれます。
- 観光の発展に伴い、水産業など他産業の活性化が図られるなどの相乗効果が見込まれます。
- イベント等の連携により、これまでそれぞれの地域で課題であった「通年型・滞在型・体験型」観光が確立されます。
- 合同イベントを行うことにより、より効果的なPR活動が図られ、相乗効果が生まれます。



プロジェクト

(プロジェクト概要)

情報通信技術の急速な発展と普及により、現在では大多数の人が携帯電話を保有しており、単なる電話としてだけでなく、メールやショッピングなど様々な分野で活用しています。

新町では、この携帯電話を活用し、町からのお知らせや暮らしの情報、イベント情報、災害情報等の配信により「いつでも・どこでも・だれでも」が情報を利用できる社会の実現を目指します。

(プロジェクト名)

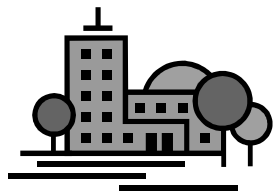
新おおままちメルマガプロジェクト

どのようなことが可能になるのか

- 町からのお知らせや暮らしの情報の配信
 - イベント情報の配信
 - 津波・土砂崩れ等の災害情報の配信 など
- 将来的には、情報の配信だけでなく、申請の受付等ができる、電子自治体の構築を目指します。

(効果)

- 町からのお知らせや暮らしの情報の配信により、町の施設の休館日や病院の休診のお知らせ等身近な生活の情報が得られます。
- イベント情報の配信によって、多くの人が集い、新町の活性化や交流の促進が図られます。
- 災害情報の配信によって、速やかな避難や迂回等が可能になります。



「 地区で土砂崩れ 国道 号通行止めです」

大変だ!!
よし、迂回して帰ろう



「 月 日 地区で まつりがあります」
「先着 100 名様 プレゼント その他イベント多数」

貰えるんですって!
よし、一緒に行こうか



「 保育所の申し込み締め切りは、 月 日です」

申し込み忘れてたわ
明日役場に行こう



第6章 新町における青森県事業の推進

1. 青森県の役割

新町の均衡ある発展と速やかな一体性の確保、さらには将来像の実現のため、青森県が主体となって実施する事業は重要な役割を持っています。

このため、新町では、青森県と連携しながら地域特性を活かした魅力あるまちづくりをすすめるため、青森県事業を推進することとします。

2. 新町における青森県事業

新町の新しいまちづくりのために実施される青森県事業は下表のとおりです。

施策項目	施策名
基本施策1 「活力と特色ある産業のまち」	水産物供給基盤整備事業 広域漁港整備事業 広域漁場整備事業
基本施策2 「自然と共生する安心と安全のまち」	急傾斜地対策事業
基本施策3 「暮らしやすさを実感できるまち」	国道279号 道路災害防除事業 国道338号 国道改築事業 港湾改修事業

第7章 公共施設の適正配置と統合整備

公共施設の適正配置と統合整備については、急激な変化により住民生活に著しい不便を来さないよう十分配慮することを前提に、当該施設の利用圏域や各地域の特性と配置バランス、さらには財政状況等を考慮しながら進めます。

旧風間浦村・旧佐井村の役場庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、情報基盤の整備、電子自治体の推進により、必要な機能の維持・向上を図ります。

また、既存の公共施設については、指定管理者制度の効果的な運用により経費の削減とサービスの向上を図ります。

一方、公共施設の新たな整備にあたっては、財政状況を考慮しながら、事業の効果と既存施設の有効活用を検討し、効率的な整備に努めます。

第 8 章 財政計画

1 . 財政計画の趣旨

財政計画は、市町村の合併の特例等に関する法律第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき作成するものです。

また、新町基本計画に位置づけられた施策を実施していくため、今後の財政見通しを明らかにすることが重要であり、合併後の新町の将来を展望しつつ限られた財源を重点的かつ効果的に配分を行い、計画的かつ効率的な財政運営を図るための指針として概括的に策定します。

2 . 財政計画の基本的な考え方

現在、国においては、「三位一体の改革」として、「地方交付税制度の見直し（縮減方向）」、「地方への税源移譲」や「国庫支出金の見直し」が議論され、また、一部については既に実行に移されています。

しかし、これらについては、現時点でも、まだまだ不透明感が強く、内容を分析して財政計画に反映させるには非常に困難であることから、この財政計画では、現行の行財政制度を基本とし、現段階で見通すことができる可能な範囲内で策定しています。

さらに、市町村の合併の特例等に関する法律においては、いまだに、合併に伴う国・県の包括的な財政支援措置が示されていないという、厳しい状況下における財政計画であり、財政の効率化による財政効果によって、将来的に安定した財政運営が行われるための指針として策定しています。

なお、歳入・歳出ともに、過大な積算推計を避けることに留意して策定していますが、本計画が将来の新町の実質的な財政運営を示すものではありません。

3 . 財政計画の策定条件

(1) 計画期間

平成 18 年度から平成 28 年度までの期間とします。

(2) 会計

地方財政の統計で統一的に用いられる普通会計で作成します。

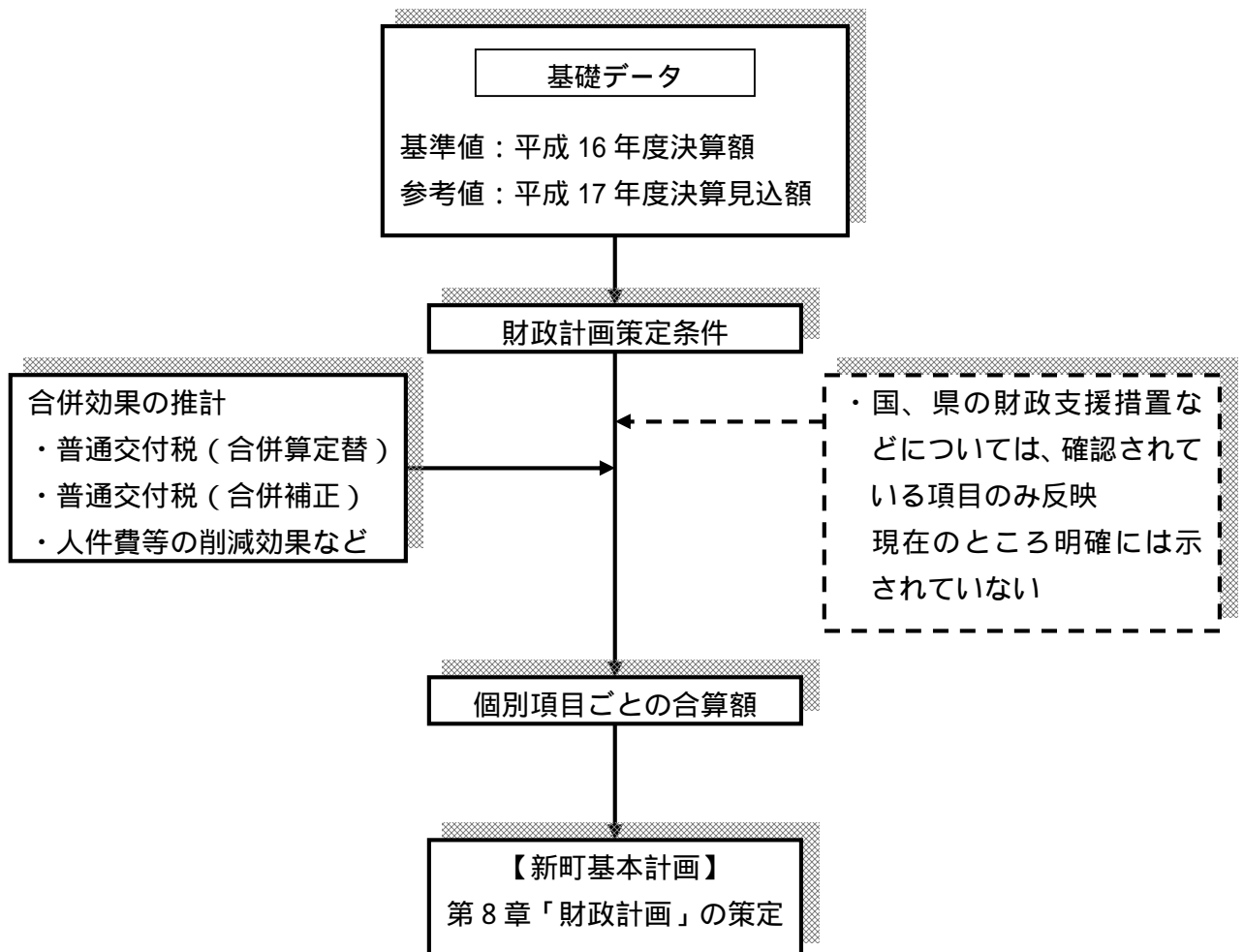
(3) 推計人口

平成12年国勢調査人口を基本に将来の人口推計を行っていますが、平成17年国勢調査人口の速報値を状況に応じて用います。

(4) 財政関連データの基準値及び参考値

原則として、直近の財政状況を反映させるため、平成16年度決算額を基準値とし、平成17年度決算見込額を参考値として用います。

(5) 財政計画のフロー



(6) 特別会計

財政計画は、直接的には普通会計のみを対象としていますが、特別会計については、補助費等及び繰出金で間接的に考慮しています。

4. 財政計画の推計方法

歳入

項目	推計方法
1. 地方税	
市町村民税	<p>1. 個人市町村民税均等割及び所得割については、納税義務者数の推計により積算する。また、平成18年度より大間原子力発電所の建設工事に係る従事者数及び運転開始後の従事者数の増加を考慮し積算する。</p> <p>2. 法人均等割については、法人数の推計により積算する。また、大間原子力発電所の建設に係る法人数（1号法人3社、5号法人9社、7号法人1社、9号法人3社）を推計し積算する。なお、建設工事終了後、同法人数は見込まないこととするが、平成24年度以降は関連会社（5号法人4社）の常駐を見込み積算する。</p> <p>3. 上記2の増加分に係る法人税割については、過大な推計を避けるため積算しない。</p> <p>4. 国の税源委譲に伴う地方税法の改正（個人住民税所得割税率10%増額）が見込まれているが、過大な推計を避けるため積算しない。</p>
固定資産税	<p>1. 平成25年度から大間原子力発電所に係る固定資産税を見込み計上する。</p> <p>2. 国有資産等所在市町村交付金については、平成17年度決算見込額と同額で計上する。</p>
軽自動車税	1. 納税義務者数の推計により積算する。
たばこ税	1. たばこ消費基礎人口の推計増減率により積算し計上する。
入湯税	1. 平成16年度決算額と同額で計上する。
2. 譲与税・各種交付金	
所得譲与税	1. 平成18年度においては、前年度と同額で計上する。また、平成19年度以降については、所得譲与税が廃止されることから見込まないものとする。
地方道路譲与税	1. 地方道路譲与税の推計増減率により積算し計上する。
自動車重量譲与税	1. 自動車重量譲与税の推計増減率により積算し計上する。
交通安全対策特別交付金	1. 平成16年度決算額と同額で計上する。
利子割交付金	1. 利子割交付金の推計増減率により積算し計上する。
配当割交付金	1. 構成町村の税務調書の推計値により計上する。
株式譲渡所得割交付金	"
地方消費税交付金	"
自動車取得税交付金	"
地方特例交付金	1. 地方特例交付金の推計増減率により積算し計上する。

項目	推計方法
3. 地方交付税	
普通交付税	<p>1. 平成 18 年度普通交付税については、前年度の算定基礎資料に基づき、平成 17 年国勢調査人口の速報値を測定単位とし、各種補正数値を考慮し積算する。</p> <p>2. 上記 1 の平成 18 年度普通交付税積算額に対し、平成 18 年度地方財政対策の概要（総務省）を参照し、5.9%減額し計上する。</p> <p>3. 平成 19 年度以降については、毎年度 1.54%減額し計上する。</p> <p>4. 平成 21 年度以降については、平成 20 年度と同額で計上する。</p> <p>5. 平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間については、合併補正により合計額で 2 億 6 百万円を 5 年間均一に計上する。また、合併推進債の元利償還金の 40%を計上する。</p> <p>6. 平成 25 年度から新町については、大間原子力発電所に係る固定資産税の収入により普通交付税の不交付団体となることから計上しない。しかし、合併算定替の特例により旧風間浦村及び旧佐井村の普通交付税は計上する。</p> <p>7. 平成 28 年度の普通交付税については、合併算定替の激変緩和期間 1 年目となることから、対前年度額の 90%で計上する。</p> <p>8. 基準財政収入額については、地方税等の影響を考慮し積算する。</p>
特別交付税	<p>1. 平成 18 年度以降については、平成 17 年度特別交付税見込額に対し、各年度 2.91%減額し計上する。</p> <p>2. 平成 18 年度電算システム統合事業については、経費の 1/2 相当額を合併準備移行経費として見込み計上する。</p> <p>3. 平成 25 年度以降普通交付税不交付団体となる旧大間町については、平成 24 年度積算額の 1%で計上する。</p>
臨時財政対策債	<p>1. 平成 18 年度臨時財政対策債については、前年度の算定基礎資料に基づき、平成 17 年国勢調査人口の速報値を測定単位として積算する。</p> <p>2. 上記 1 の平成 18 年度臨時財政対策債については、積算額に対して、平成 18 年度地方財政対策の概要を参照し 9.7%減額し計上する。</p> <p>3. 平成 19 年度以降については、普通交付税に振り替え、毎年度 1.54%減額し計上する。</p> <p><振り替え後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度以降については、平成 20 年度と同額で計上する。 ・平成 25 年度から新町については、大間原子力発電所に係る固定資産税の収入により普通交付税の不交付団体となることから計上しない。しかし、合併算定 替の特例により旧風間浦村及び旧佐井村の普通交付税は計上する。 ・平成 28 年度の普通交付税については、合併算定替の激変緩和期間 1 年目となることから、対前年度額の 90%で計上する。
4. 分担金・負担金	1. 構成町村の財政調書により同額で計上する。
5. 使用料・手数料	1. 平成 17 年度決算見込額と同額で計上する。

項目	推計方法
6. 国・県支出金	
国庫支出金	<ul style="list-style-type: none"> 1. 通常分については、平成16年度決算額と同額で計上する。 2. 投資的経費充当分については、普通建設事業計画により計上する。 3. 電源立地地域対策交付金事業に係る交付金を計上する。
県支出金	同上
7. 財産収入・寄付金	<ul style="list-style-type: none"> 1. 財産収入については、平成17年度決算見込額と同額で計上する。 2. 寄付金については、平成18年度以降見込まないものとする。
8. 繰入金	<ul style="list-style-type: none"> 1. 財政計画の状況に応じて計上する。
9. 繰越金	<ul style="list-style-type: none"> 1. 財政計画の状況により調整する。
10. 諸収入	<ul style="list-style-type: none"> 1. 通常分については、平成18年度以降同額で計上する。 2. 原子燃料サイクル事業の収入分を計上する。 3. 医療施設貸付分の収入を見込み計上する。
11. 地方債	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成18年度においては、地域イントラネット事業経費に係る起債(合併推進債)を計上する。また、庁舎建設事業計画により、平成19年度以降の4年間は、同起債を計上する。 2. 臨時財政対策債については、平成19年度以降便宜的に地方交付税に振り替えて計上する。 3. 減税補てん債については、平成18年度以降発行しない。 4. 投資的経費充当分については、それぞれの普通建設事業計画を考慮し、事業債別に、国・県支出金等の特定財源を控除した額に充当率を乗じて積算し計上する。 償還方法は、それぞれの事業債別に借入期間及び据置期間を定め、年利1.5%、元利均等払いで積算する。

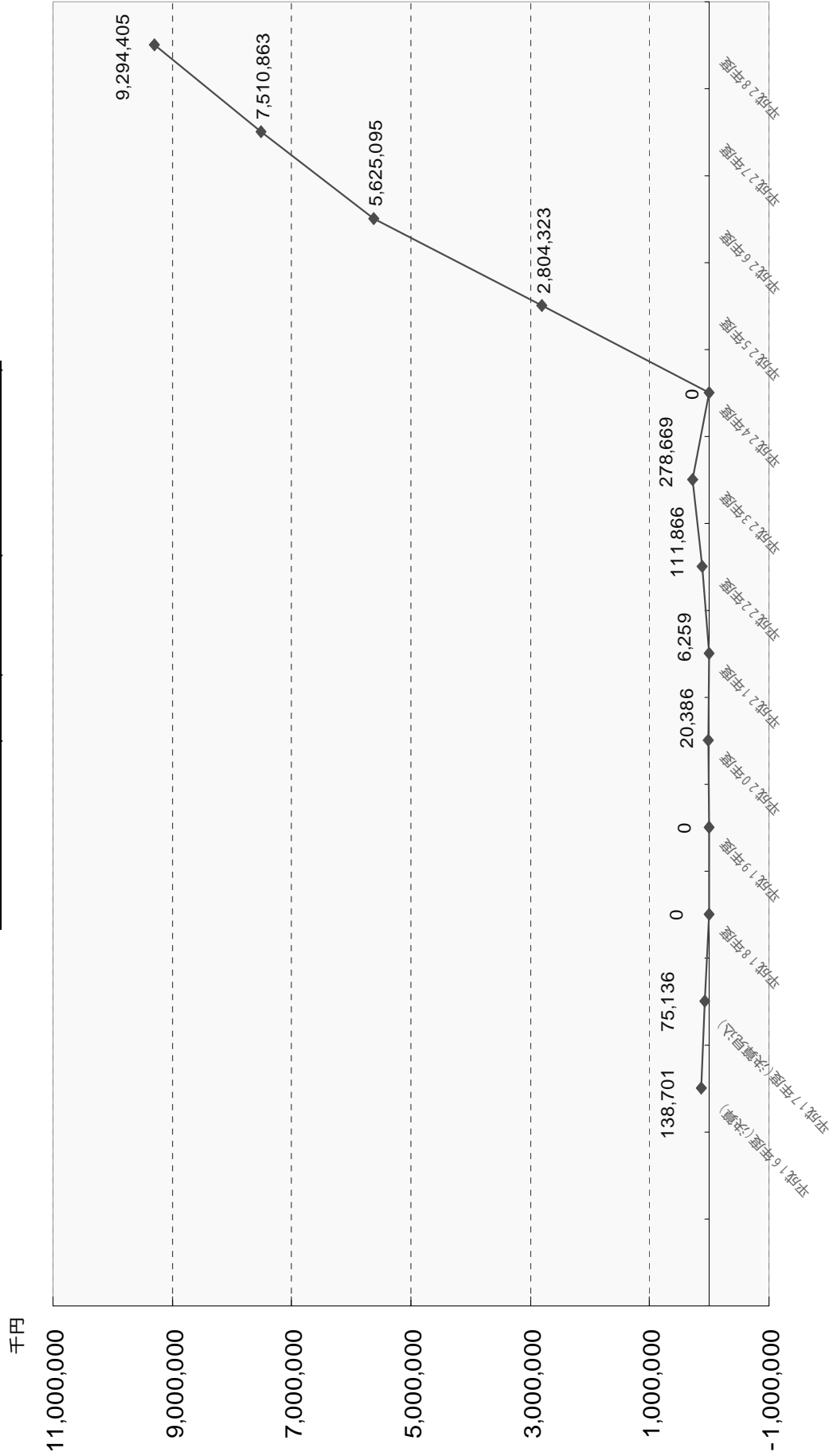
歳出

項目	推計方法
1. 人件費	
議員報酬	<p>1. 平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの期間については、それぞれの町村における報酬等の基準により積算する。</p> <p>2. 平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの期間については、在任特例を適用し（議員 40 人）報酬額については、構成町村の一番低い町村の例により積算する。</p> <p>3. 平成 19 年 5 月 1 日以降については、議員定数 16 人で積算する。</p>
特別職給与	<p>1. 平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの期間については、それぞれの町村における給与等の基準に基づき積算する。</p> <p>2. 平成 18 年 10 月 1 日以降に係る 3 役の給与等については、構成町村の一番低い町村の例により積算する。</p>
職員給与	<p>1. 職員給与については、平成 17 年人事院勧告による給与改定に基づき積算し、平成 23 年度から平均昇給率を 1.04% として積算する。</p> <p>2. 平成 28 年度までの間に退職者 99 人、採用者を 11 人とし、削減総数 88 人で積算し計上する。</p>
その他	<p>1. 法定委員の報酬等については、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの期間は、それぞれの町村の基準に基づき積算する。また、平成 18 年 10 月 1 日以降については、構成町村の一番低い町村の例により積算する。</p> <p>2. その他の委員については、構成町村の平成 17 年度決算見込額をベースとして積算する。</p>
2. 物件費	<p>1. 行財政の効率化等を図り、平成 17 年度決算見込額の 15% を目途に平成 28 年度まで縮減することで積算する。ただし、年 1.5% ずつ、段階的に縮減する。また、新庁舎の維持管理費を平成 23 年度以降見込み計上する。</p>
3. 維持補修費	<p>1. 平成 18 年度については、平成 17 年度決算見込額に対して類似団体を参考とし 3.3% 減額し積算するが、平成 19 年度以降は同額で計上する。</p>
4. 扶助費	<p>1. 構成町村の財政調書推計値により計上する。</p>
5. 補助費等	<p>1. 下北地域広域行政事務組合負担金及び一部事務組合下北医療センター負担金については、平成 17 年度当初予算計画額と同額で計上する。</p> <p>2. 病院及び診療所に係る施設分については、構成町村の財政調書の推計値により計上する。</p> <p>3. その他の補助金等については、類似団体を参考として、年 4.2% を目途に縮減する方向で積算し計上する。</p>

項目	推計方法
6. 公債費	
一時借入金利息	1. 類似団体を参考として、年 8.9%を目途に縮減する方向で積算し計上する。
長期債元利償還金	1. 既発債及び新発債については、償還計画額を計上する。 2. 投資的事業に係る地方債については、借入条件や利率等を設定し各年度ごとに積算し計上する。
7. 積立金	1. 平成 18 年度以降見込まないものとする。
8. 投資・出資・貸付金	1. 平成 17 年度決算見込額と同額で計上する。
9. 繰出金	1. 構成町村の財政調書の推計値により計上する。
10. 投資的経費	1. 建設事業計画により計上する。 2. 電源立地地域対策交付金事業等については、構成町村の事業計画により計上する。

財政計画

歳入・歳出差引(累積)比較表 (H18～H28年度)



6. 合併に係る財政効果

合併に係る財政効果額については、次のとおりとなります。

		削減数	削減額	備考
人件費	議会議員	24人	10.8億円	在任特例40人として積算。 平成19年5月からは議会議員定数を16人として積算。
	特別職	4人	5.4億円	平成18年10月から特別職を3人として積算。
	行政委員	31人	0.4億円	平成20年8月から行政委員を30人として積算。
	職員	88人	40.7億円	退職者99人及び採用者11人として加重額を累計し積算。
物件費			1.5億円	平成28年度までに15%を目途に毎年度1.5%ずつ、段階的に縮減。
補助費等			1.2億円	補助金等は、毎年度4.2%ずつ、段階的に縮減。
合計		147人	60.0億円	

この財政効果の削減額については、あくまでも、財政計画の策定にあたって、一定の推計条件を設定した場合の推計結果であります。人件費や物件費のさらなる抑制と補助費や維持補修費の抑制など、新町においても抜本的な行財政改革に取り組む必要があります。

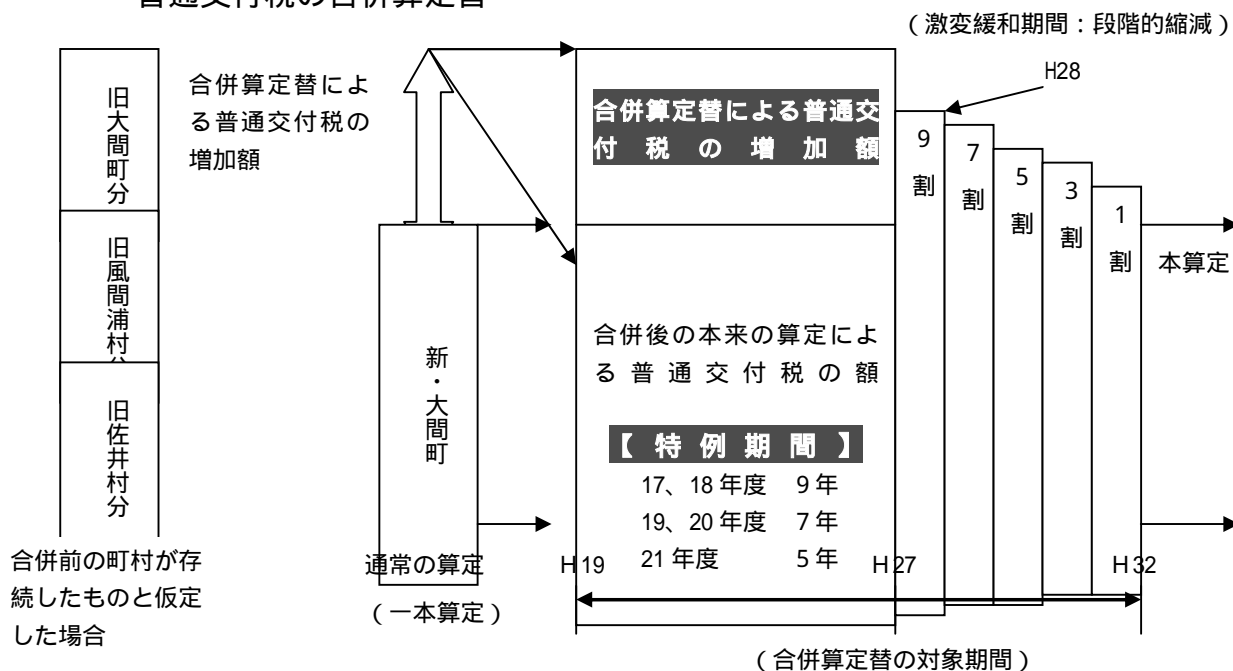
7. 合併に係る財政支援措置

合併に係る財政支援措置については、次のとおりとなります。

項目名	内容（財政支援措置の推計）
1. 普通交付税（合併補正）	平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で <u>2.1 億円</u> が普通交付税で措置されます。
2. 普通交付税（合併算定替）	平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間、合併算定替の特例等により、旧町村の普通交付税の算定額と新町の普通交付税の算定額を比較し、多い方の額で交付されます。 平成 25 年度以降、新町は普通交付税の不交付団体となりますが、旧風間浦村及び旧佐井村の普通交付税は保障されます。 平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間で、2 村の合算額 <u>90.7 億円</u> が新町に交付されることとなります。
3. 普通交付税（合併推進債）	地域イントラネット整備事業費及び庁舎建設事業費の 90%を合併推進債で措置できます。その元利償還金の 40%が普通交付税で措置されます。 ・地域イントラネット整備事業 普通交付税措置額 <u>0.2 億円</u> ・庁舎建設事業 普通交付税措置額 <u>4.2 億円</u> 〔新町が不交付団体と見込まれる期間（平成 25 年度から平成 32 年度）は、除くものとする。〕
4. 特別交付税	合併準備移行経費として、電算システム統合事業費の 1/2 相当額の <u>1.0 億円</u> が特別交付税で措置されます。
合 計	<p style="text-align: right;">普通交付税額 <u>97.2 億円</u></p> <p style="text-align: right;">特別交付税措置額 <u>1.0 億円</u></p> <p style="text-align: right;">合 計 <u>98.2 億円</u></p>

〔参考〕

普通交付税の合併算定替について
普通交付税の合併算定替



<合併算定替>

普通地方交付税については、旧合併特例法での合併算定替は、特例期間が10年間及び激変緩和期間5年間となっていました。しかし、新合併特例法では、平成17年度及び平成18年度に合併した場合には特例期間が9年間、平成19年度及び平成20年度に合併した場合には特例期間が7年間、平成21年度に合併した場合には特例期間が5年間となります。その後、5年間の激変緩和措置が講じられ、段階的に縮減されます。

新町単位で算定した普通交付税(一本算定)は、旧町村単位で算定した普通交付税の合計額(合併算定替)よりも減少すると見込まれます。

具体的な算定については、合併後、毎年度、次の2つの方法で算定し、そのうち多い方の額が新町の普通交付税となります。

- (1) 旧町村単位で算定した普通交付税の額の合計額(合併算定替)
- (2) 新町単位で算定した普通交付税の額(一本算定)

8 . 財政計画の分析結果

北通り 3 町村は、長引く景気低迷を受けて地方税等の減収、地方交付税の削減など財源確保が困難な状況にあります。加えて人件費などの固定経費の割合が高く、物件費・補助費等の抑制や特別職給与の削減、また、議会議員の報酬等の自発的な削減や職員給与のカットを行っています。しかし、依然として財政構造の硬直化が進み、極めて厳しい財政環境が続いております。

また、この財政計画期間中には、旧合併特例法の水準までいかなくとも、国・県の新たな財政支援措置が講じられる可能性も、わずかながらに残されていますが、現在のところ不透明な状況にあります。

合併初年度の平成 18 年度においては、国の地方財政対策の概要において地方交付税の更なる削減や臨時財政対策債の縮小などにより、厳しい状況下にあります。形式収支においては、赤字が発生しないものの合併推進債の発行や合併準備経費及び移行経費に係る特別交付税措置、また、国庫支出金及び県支出金においては、電源立地地域対策交付金を利便性向上等事業に振り向けております。

平成 20 年度以降については、各種基金の繰り入れや電源立地地域対策交付金の一般財源化などによって、単年度収支では黒字に転じており、翌年度以降に繰越金として計上しています。平成 24 年度については、単年度収支では収支の均衡を保っていますが、特定目的基金のほとんどを繰り入れしたことによるものです。

平成 25 年度からは大間原子力発電所の固定資産税の収入が見込まれており、新町は地方交付税の不交付団体となります。しかし、地方交付税の合併算定替により旧風間浦村と旧佐井村の地方交付税は保障され、この結果、単年度で 28 億円の黒字となり、その後も引き続き単年度収支、累積収支も大きく黒字に転換していきます。財政計画期間の最終年度にあたる平成 28 年度では、累積収支額が 92.9 億円の黒字となります。このように、合併後の数年間は、厳しい財政状況下であり基金の取り崩しなどで収支を保っていますが、より強力な行財政の効率化を推進し、財政効果を高めることが重要であることは言うまでもありません。

おわりに

市町村合併には、広域化する行政区域への対応や行政サービスの格差の是正など多くの課題が予想されます。

また、北通り3町村は、それぞれの財政状況の違いや電源立地地域対策交付金による公共用施設整備事業・地域活性化を目的とした利便性向上等事業の対応など、他地域にはない特有の課題も存在しています。

しかし、市町村合併には、財政の効率化や行政サービスの高度化・多様化、重点的な投資による地域づくり等、これまでの市町村では対応が困難とされた課題を克服できるなど多くの可能性も秘めていると考えます。

社会情勢が大きく変化している現在、地域の持続的な発展を可能にする基盤を創り上げることこそが現代に生きる私たちに与えられた使命であり、そのために英知を結集し、今何ができるのか、そしてそのためのひとつの手段としての市町村合併について、この新町基本計画を道標に、私たち一人ひとりがどういう選択をすべきなのかが問われていると考えます。